

平成 2 9 年 第 2 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 3 月 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

議案上程 (説明)

- 第 1 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第 3 6 号 平成 2 9 年度美郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	澁谷俊二君	2番	鈴木良勝君
3番	伊藤福章君	4番	中村美智男君
5番	村田薫君	7番	深澤均君
8番	武藤威君	9番	泉美和子君
10番	細井邦男君	11番	熊谷隆一君
12番	藤原政春君	13番	飛澤龍右門君
14番	森元淑雄君	15番	熊谷良夫君
16番	杉澤隆一君	17番	深沢義一君
18番	高橋猛君		

欠席議員（1名）

6番 泉 繁夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	高橋薫君	企画財政課長	本間和彦君
税務課長	齊藤敦子君	住民生活課長	小原隆昇君
福祉保健課長	高橋久也君	農政課長	高橋穰君
商工観光交流課長	藤田信晴君	建設課長	小林宏和君
会計管理者兼 出納室長	鈴木孝悦君	農業委員会 会長	高橋正尚君
農業委員会 事務局長	鈴木忠君	教育長	福田世喜君
教育次長兼 教育推進課長	高橋正規君	教育総務課長	煙山光成君
生涯学習課長	高橋一久君	代表監査委員	深澤克太郎君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小田長光仁	庶務班長 兼議事班長	高橋幸子
主任	高橋広樹		

---

### ◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。

6番、泉 繁夫君から欠席の届け出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

### ◎議案第31号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第31号 平成29年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。

初めに、企画財政課長から説明を求めます。

○企画財政課長（本間和彦君） それでは、はじめに平成29年度一般会計予算の概要について説明させていただきます。

お手元にお配りしてあります平成29年度一般会計当初予算説明資料をごらんいただきたいと思います。A4判縦長の左とじのものでございます。こちらでございます。

資料の1ページ目をお願いいたします。

一般会計の予算規模は108億4,295万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして、額にして1億9,293万円、率にして1.7%の減となっております。

歳入の構成についてでございますが、町税などの自主財源が21.9%、地方交付税や町債などの依存財源が78.1%となっております。自主財源の比率は前年度との比較で0.6ポイント増加しております。これは町税や財産収入の増などによるものでございます。

続きまして、主な歳入についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、町税でございますが、町民税におきましては28年度産米の概算金に伴う農業所得の増などを見込み、前年度当初との比較で6.9%の増を見込んでいるほか、軽自動車税や町たばこ税など

についても増額を見込み計上しております。町税全体で前年度との比較で3.1%の増としてございます。

続きまして、地方交付税でございますが、国の平成29年度地方財政計画では出口ベースでの総額が前年度比2.2%の減となっております。これを基準といたしまして、当町が普通交付税の一本算定に向けて平成27年度から漸減が開始していること、基準財政需要額の算定の基礎数値であります起債の元利償還金や町内小中学校の児童・生徒数の増減等の個別事情を勘案し、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度当初との比較で4.2%の減としてございます。

当初予算といたしましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し、計上してございます。

続きまして、使用料及び手数料でございますが、昨年9月1日のこども園使用料等に係る条例の一部改正の施行に伴う減額などから、全体で8.4%の減となっております。

続きまして、繰入金でございますが、前年度との比較で振興基金からの繰入金は3,000万円の増、またふるさと納税を財源とするふるさと美郷子ども育成基金からは500万円余りの増を計上してございまして、それぞれの設置目的の達成に向けて積極的に事業を展開してまいります。

一方、公共施設整備基金からの繰り入れにつきましては、公共施設等総合管理計画の推進など後年度の財政需要に備えて繰入額を抑えております。

続きまして、町債でございますが、計上しております起債全てがその償還に対し交付税算入される有利性を有してございまして、積極的に事業充当することとしてございます。前年度との比較で6.9%の減でございます。

続きまして、歳出における主な款別予算の増減についてご説明申し上げます。

資料の3ページをお願いいたします。

総務費でございますが、職員人件費の中の退職手当組合負担金及び共済組合負担金の制度改正に伴い、1億7,000万円程度の減額となっていることや、未来づくり交付金関連事業の主なハード部分が完了したことなどから、前年度との比較で1億4,721万3,000円、10.9%の減となっております。

続きまして、衛生費でございますが、水道会計事業への繰出金が前の簡易水道事業特別会計への繰出金との比較で5,600万円程度の減額となっていることや大仙美郷環境事業組合負担金が3,900万円程度の減額などにより、前年度との比較で1億1,802万9,000円、15.0%の減となっております。

また、消防費でございますが、4,684万7,000円、9%の増につきましては、防火水道管施設整

備工事8,021万1,000円が8款土木費から科目変更としたことなどによるものでございます。

教育費につきましては、小学校施設環境整備事業、社会教育施設環境整備事業及びスクールバス購入事業等の減により6,661万6,000円、5.1%の減となっております。

次に、歳出における主な性質別の増減についてご説明申し上げます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、人件費でございますが、先ほどの総務費の説明でも触れさせていただきましたが、退職手当組合負担金及び共済組合負担金の制度改正に伴い、1億7,000万円程度の減額となっていることなどから、前年度との比較で1億5,249万3,000円、8.2%の減でございます。

続きまして、扶助費でございます。低所得者の高齢者向け給付金の減等により前年度との比較で1億643万7,000円、9.9%の減となっております。

続きまして、公債費でございますが、これまで継続的に取り組んでまいりましたプライマリーバランスを重視した起債額の抑制と財政健全化に向けた町債の繰り上げ償還により6,848万4,000円、5.6%の減となっております。

次に、繰出金でございますが、国民健康保険特別会計及び水道事業会計への繰出金の減によりまして8,870万1,000円、12.3%の減となっております。

歳出のうち、人件費、扶助費及び公債費の義務的経費でございますが、その総額が歳出全体に占める割合は35.2%でございます。前年度数値が37.6%でございましたので2.4ポイント減少しております。

以上、歳入歳出の概要を説明いたしました。

今、当初予算説明資料の説明を申し上げますが、3ページの説明をさせていただいたときに、総務費の部分で「退職手当組合」と申し上げましたが、現在、「総合事務組合」になっておりますので、その点を訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

続きまして、第2表債務負担行為と第3表地方債についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いしたいと思います。

第2表債務負担行為でございます。上から1段目と2段目及び6段目以降でございますが、各施設の管理費でございますが、施設の指定管理者が選定されたことによりまして、次年度以降の管理費について債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、上から3段目から5段目まででございますが、美郷町中小企業振興資金融資制度、美郷町小口零細企業振興資金融資制度及び美郷町中小企業創業資金融資制度の各利子補給につきましては、平成29年度貸付予定分の利子について31年度まで利子補給するため、次年度以降

の債務負担の期間と限度額を設定するものでございます。

続きまして、次のページ、第3表地方債をごらんください。

それぞれの起債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものでございます。合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債及び臨時財政対策債で合計10億4,190万円を限度額としてございます。

詳細につきましては、歳入で説明をさせていただきます。

平成29年度一般会計予算の概要説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 次に、歳入について、税務課長から順次説明を求めます。

○税務課長（齊藤敦子君） それでは、予算書の11ページをお願いいたします。

歳入につきまして、1款町税は総額で13億8,429万2,000円で、平成28年度より4,117万5,000円増額となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

1款1項町民税1目個人では、主として平成28年中の農業所得の増により3,694万3,000円の増額となっております。

2目法人につきましては、平成27年度から平成28年度の申告納税額をもとに推計し64万1,000円の減額となっております。

2項1目固定資産税につきましては、地価の下落等により62万6,000円の減額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、単価改定により36万8,000円の増額となっております。

3項1目軽自動車税につきましては、平成28年度からの税率改定により引き続き増額を見込んでおり、283万7,000円の増額となっております。

16ページをお願いいたします。

4項1目町たばこ税につきましては、平成27年度から平成28年度の実績をもとに推計し、223万4,000円の増額となっております。

5項1目入湯税につきましては、平成27年度から平成28年度の実績をもとに推計し、6万円の増額となっております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、2款地方譲与税から20ページ、21ページの10款交通安全対策特別交付金につきましては一括して説明させていただきます。

各交付金等につきましては、国・県の動向を踏まえるとともに、これまでの交付実績の推移な

どを参考に計上してございまして、合計で前年度と比較しまして1億1,118万6,000円、1.9%の減としてございます。

なお、9款地方交付税でございまして、平成29年度地方財政計画を参考とし、また当町の個別要素などを勘案し、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度との比較で2億2,158万6,000円、4.2%の減としてございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、11款1項1目民生費負担金です。

20ページ、21ページになります。

1節は養護老人ホームに入所されている方、6施設18名分の自己負担分の費用を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 次に、2目教育費負担金でございまして、小学校、中学校の学校災害共済の保護者負担金で、1人当たり500円、1,226名分でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 2項1目1節農業費分担金ですが、県営事業による石れき破碎、いわゆるストーンクラッシャー事業に係る10%の受益者分担金であります。13.3ヘクタールを予定しております。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、12款1項1目1節行政財産目的外使用料ですが、役場、観光施設、公民館等教育施設に設置している自動販売機の設置料、また役場、南行政センターに設置しているATMの設置料、中央・南行政センターに設置している携帯用アンテナ設置使用料や旧自転車競技場管理棟使用料、また電力柱・電話柱などの土地使用料を計上しております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 2目1節中央ふれあい館使用料でございまして、浴場使用料でございまして、実績をもとに計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節こども園使用料でございまして、こども園使用料につきましては、保育部分525名、教育部分90名、合わせて615名分を計上してございます。広域入所給付金でございまして、これは他自治体からの給付金で17名分を見込んでございます。過年度分使用料につきましては存置でございまして、延長保育事業利用料及び一時保育事業利用料につきましては、前年度実績をもとに計上してございます。

次の3節放課後児童健全育成事業利用料でございまして、放課後児童クラブ利用料でございまして、1カ月3,000円、271名分を見込んでおります。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3目1節環境衛生手数料は斎場の使用料でございまして、前年度実績を勘案し計上してございます。2節行政財産目的外使用料でございまして、墓地公園内の電柱敷地の使用料でございまして、

○建設課長（小林宏和君） 次の4目1節はあったか山グラウンドゴルフ場の利用者数6,000人として実績計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の5目商工使用料でございますが、ページは24ページ、25ページ上段まででございます。

千畑地区大台野広場、六郷地区ふれあい広場、仙南地区雁の里山本公園等の施設使用料を実績をもとに計上してございます。

○建設課長（小林宏和君） 6目1節住宅使用料の現年度分でございますが、町営住宅189戸と駐車場154台分の使用料を計上してございます。滞納繰越分は総額の11%と見込んでございます。

次の2節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料となっております。

それから、3節公園使用料はそれぞれ存置としてございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の7目1節社会教育使用料及び2節の社会体育使用料でございますが、社会教育施設6施設と社会体育施設8施設の使用料を実績に基づいて計上してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 26、27ページをお開きいただきます。

2項1目1節戸籍手数料は、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等の発行手数料で前年度実績を勘案して計上してございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 2節事務手数料及び3節督促手数料につきましては、平成28年度実績見込みをもとに計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2目1節生活環境手数料は、墓地公園125件分の管理手数料、そのほか墓地に係る手数料を存置計上してございます。犬登録関係手数料は登録35頭、予防注射830頭分を計上してございます。2節清掃手数料は、一般廃棄物処理業の許可に係る手数料として14業者分、従業者数82名分、ごみ処理手数料は有料ごみ袋、粗大ごみ収集券の売り払い代金につきまして、前年度実績をもとに計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、3目商工手数料でございますが、いずれも存置項目としてございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、13款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金ですが、国保の一般分の低所得者層を抱えます保険者を支援するため、保険基盤安定負担金分と、それから2節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分として、いずれも国負担分の2分の1分を計上しております。



次、28、29ページをお開きください。

上段右からとなります。3節医療給付費負担金は、老人保険医療国庫負担金の過年度分の精算があるときに受けるため存置として計上しております。下の養育医療費国庫負担金は、1歳までの未熟児の医療費に助成する分の国庫負担金として2分の1分を計上しております。4節児童手当は、児童手当に対する国分の負担金でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 5節児童福祉費負担金ですが、他自治体のこども園等に保育業務を委託するその費用に対する国庫負担分でございます、15名分を見込んでございます。負担率は基準額の2分の1でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2項国庫補助金1目1節総務費補助金でございますが、個人番号カード交付事務補助金でございます。マイナンバー制度に係る地方公共団体情報システム機構への支出について全額国庫補助となりますので計上したものでございます。なお、同額を歳出予算へも計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく地方創生推進交付金でございますが、「美郷を創る」みさとびと育成プログラム事業に対する補助金でございます、補助率は2分の1でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の民生費国庫負担金ですが、訪問入浴や日中一時支援などの障害者の地域生活支援を行うための補助金でございます。事業費の2分の1分を計上しております。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節児童福祉費補助金でございますが、放課後児童クラブの運営費やこども園への看護師配置など、子ども・子育て支援事業に対する補助金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） その下、3節社会福祉費補助金ですが、生活困窮者の相談支援等を実施するための費用で、国の補助分2分の1分を計上しております。

○建設課長（小林宏和君） 3目1節環境衛生費補助金でございますが、合併浄化槽設置70基に対する国の補助3分の1を見込んでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 2節保健衛生費補助金は、国が進めます乳がんと子宮がんのがん検診に対します助成として国の補助分2分の1分を計上しております。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、4目1節林業費補助金ですが、町有林仏沢地区の搬出間伐並びに森林作業道に対する補助金で、事業費に対する補助率はおおむね64%となっております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の2節農山漁村振興交付金でございますが、昨年度より農家の連携のために取り組んでございます佐藤家蔵移築工事及び坂本東嶽邸改修工事に対する交付金

で、基準額に基づいた交付額を見込んでございます。

○建設課長（小林宏和君） 5目1節道路新設改良費補助金でございます。幹線道路2路線、歩道2路線、橋梁修繕1橋、除雪機械購入3台等に対する社会資本整備総合交付金で、事業費の65%の交付率でございます。同じく2節住宅管理費補助金でございますが、公営住宅法に基づく家賃軽減に対する交付金及び一般住宅への耐震改修補助に対する交付金となっております。

○教育総務課長（煙山光成君） 6目教育費国庫補助金1節及び2節でございますけれども、就学援助費補助金の存置計上でございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の3節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業継続に係る補助金で、事業費の2分の1を計上してございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、7目商工費国庫補助金1節東北観光復興対策交付金でございますが、美郷町、大仙市、仙北市が共同でみずほの里ロードを中心としたインバウンドサイクリングコース整備の交付金で、補助率は10分の8でございます。29年度は案内看板の設置、コースパンフレットの作成、旅行代理店等のモニターツアーなどを計画してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項委託金1目1節総務管理費委託金は、自衛官募集事務に係る委託金でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金は、在留外国人の各種届け出に係る委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次、32、33ページ上段からでございます。

13款3項2目民生費委託金1節でございますけれども、児童福祉費委託金ですが、心身に障害を持つ児童を養育する保護者に支給するための特別児童扶養手当事務費分でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 2節国民年金事務費委託金でございますが、国民年金の届け出、保険料免除等の事務に係る国からの委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の3目1節保健衛生費委託金は、大気汚染の影響調査のため国から委託を受けている業務の委託費でございます。

続きまして、14款1項1目民生費県負担金ですが、まず1節社会福祉費負担金ですが、上段2つ、保険基盤安定負担金の2件は、国民健康保険の税軽減分と低所得者支援に対する県負担分の計上でございます。3行目となります保険基盤安定は、後期高齢者の税軽減分の県負担分の計上でございます。4行目は民生児童委員協議会に対する県からの負担金でございます。2節障害者福祉費負担金ですが、障害者総合支援法に基づく給付費の県負担分4分の1分を計上しております。3節医療給付費負担金は、過年度分の老人保健医療費の精算分を受けるための存置でございます。その下の養育医療費県負担金は、未熟児養育医療費の県負担の4分の1分を計上しており

ます。4節は児童手当県負担金で、児童手当の県負担分でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 5節児童福祉費負担金でございますが、他自治体の認定こども園等へ保育業務を委託した際の費用に対する県負担分で15名分、負担率は基準額の4分の1でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、34ページ、35ページをお願いいたします。

同じく2項1目1節生活バス路線維持費補助金でございますが、乗り合いバス運行に対する補助金で、28年度実績を踏まえまして計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） その下になります。14款2項2目民生費補助金でございますが、1節障害者福祉費補助金は、訪問入浴や日中一時支援などの地域生活支援事業費の補助分で、県補助分4分の1分を計上しております。その下のすこやか療育支援事業支援費補助金は、児童発達支援サービス利用分で県負担分としまして2分の1分を計上しております。2節高齢者福祉費補助金は、老人クラブへの県からの補助金でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3節児童福祉費補助金でございますが、はじめに、すこやか子育て支援事業費補助金についてご説明申し上げます。

このすこやか子育て支援事業費補助金でございますが、保護者等の経済的負担を軽減するため、認定こども園使用料等に対して行われる補助金でございます。次の放課後児童健全育成事業費補助金は、放課後児童クラブの運営に対するものでございます。3行目、市町村子ども・子育て支援事業費補助金は、子育て支援事業に対する補助金でございます。4行目、地域子ども・子育て支援事業費補助金は、こども園への看護師配置事業や一時保育事業に対する補助金でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の4節医療給付費補助金は、福祉医療に対する県制度分の補助金2分の1分を計上しております。5節は特別弔慰金補助金の事務費分でございます。

続いて、3目1節保健衛生総務費補助金ですが、妊婦健診や歯科健診等の受診勧奨している各種がん検診への助成、それから自殺対策事業への助成など、健康増進に係る事業に国からの助成2分の1分を計上しております。

○建設課長（小林宏和君） 2節環境衛生費補助金でございますが、合併浄化槽設置70基に対する県補助3分の1でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 4節県民参加の森づくり事業費補助金でございますけれども、県水と緑の森づくり税を財源とするものでございまして、七滝「水の森」植樹事業分100万円、水の郷シンポジウム開催に60万円、計160万円を見込んでございます。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 4目1節農業委員会費補助金でございます。農業委員会費農業委員会交付金は、農業委員会の事務に要する職員の人件費に対する交付金でございます。機構集積支援事業費補助金は、委員、職員の資質向上を図るための研修参加に係る旅費及び農地情報公開システムに係る地図情報の更新経費に対する補助金でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 次に、2節農業振興費補助金です。経営所得安定対策推進交付金ですが、町地域農業再生協議会で行う経営所得安定対策に対する事務交付金です。

農林漁業振興臨時対策基金事業費補助金ですが、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための県の基金事業であり、未来にアタック農業夢プラン応援事業、新規就農者経営開始支援事業、農業経営加速化発展事業で、合計33経営体の事業実施を見込んでおり、補助率は3分の1から2分の1となっております。

環境保全型農業直接支払交付金ですが、化学肥料・化学合成農薬を慣行栽培の5割以上低減した上で、カバークロープ作付や有機堆肥を施用する営農に対する交付金です。約100ヘクタールの取り組みを見込んでおり、補助率は4分の3です。

次に、フロンティア農業者育成事業費補助金ですが、畜産試験場への新規就農者研修に1名予定しており、この研修費に対する2分の1の補助です。

次に、36ページ、37ページをお願いいたします。

上から2行目、農業次世代人材投資事業補助金ですが、昨年度までの青年就農給付金が名称変更となっております。継続対象者4名、新規対象者3名を予定しております。補助率は100%です。

経営体育成事業補助金ですが、地域の中心経営体が融資を活用した農業用機械等の導入に対する補助金です。補助率は10分の3で、5経営体の実施を見込んでおります。

機構集積協力金ですが、農地利用の転換や離農により農地中間管理機構に10年以上農地を貸し付けた場合の経営転換金並びに地域集積協力金です。

次の地域で学べ！農業技術研修補助金ですが、大仙市の新規就農研修施設で研修している2名分の研修補助に対する2分の1の補助金です

農業生産法人・確保育成事業費補助金ですが、平成29年1月以降、設立を予定している集落型農業法人に対する県の補助金です。1組織を予定しております。

2節の一番下、農業経営力向上支援事業費補助金ですが、今年度法人化予定の組織に対する国の定額助成で、1組織を予定しております。

次に、3節農村整備費補助金です。1行目の多面的機能支払推進交付金と3行目の中山間地域

等直接支払推進交付金は、それぞれの事業推進のための事務費交付金です。2行目、多面的機能支払交付金ですが、当事業に対する国・県合わせて4分の3の補助となっております。31組織、合計5,100ヘクタールの農地を対象として活動に取り組む予定です。4行目の中山間地域等直接支払交付金ですが、中山間地域における農業生産活動を通じて、多面的機能を確保するための取り組みに対する交付金で、国・県合わせて4分の3の補助となっております。3地区合計約40ヘクタールが対象となっております。

農山漁村活性化プロジェクト交付金ですが、鎌田・南谷地地区の基盤整備事業に係る地形図作成等に対する交付金です。

続いて、4節林業費補助金です。森林病虫害等防除対策事業費補助金ですが、松くい虫防除及びナラ枯れ防除対策として伐倒駆除費に対する補助金で、補助率は4分の3です。

森林整備地域活動支援事業交付金ですが、森林の施業集約化の促進の取り組みに対する補助です。浪花千屋地区10ヘクタールの範囲を予定しており、補助率は4分の3となっております。

1つ飛ばしまして、下段のマツ林・ナラ林等健全化事業補助金ですが、松枯れ、ナラ枯れの調査及び伐倒処理に対する県の森づくり税事業による100%補助です。

農政課部分は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 商工観光交流課分でございます。

下から2番目のふれあいの森整備事業補助金でございますが、美郷町千畑地区土崎の土崎コミュニティセンター前の大清水の整備に対する補助金で、補助率は10分の10です。

○建設課長（小林宏和君） 5目1節河川総務費補助金でございます。河川愛護団体の河川除草など清掃活動への県補助金です。2節木造住宅耐震改修等事業費補助金でございますが、一般木造住宅の耐震改修1戸、耐震診断1戸に対する補助金となっております。

○生涯学習課長（高橋一久君） 次の6目1節社会教育費補助金でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る補助金でございますが、県のかさ上げ分、10分の1を計上してございます。次の学校支援地域本部事業費補助金につきましては、学校、家庭、地域の連携事業に係る補助金でございますが、事業費の3分の2を計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2節は子ども見守り活動など学校安全体制の整備費に対する補助金でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 38ページ、39ページをお願いいたします。

7目商工費県補助金1節の提案型地域産業パワーアップ事業補助金でございますが、美郷雪華関連商品創出に係る費用及びラベンダー園のイメージアップ事業に対し補助されるものでござい

ます。補助率は2分の1でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 3項1目1節の県広報誌類配布委託金ですが、県政だより、県議会だよりの配布に対する委託金でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 同節の人権啓発活動地方委託金でございますが、町内3小学校で取り組む人権の花運動に係る委託金でございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 2節税務総務費委託金ですが、県民税の徴収事務に係る委託金で、平成28年度実績見込みをもとに計上しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3節戸籍住民基本台帳費委託金でございますが、人口流動調査、人口動態調査に係るものでございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく4節統計調査費委託金でございますが、学校基本調査を初めとする6つの統計調査に対する委託金でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 5節選挙費委託金は、秋田県知事選挙の委託金であります。

次の6節から2目、3目、次のページの4目、5目、6目の2節、7目、8目の各節につきましては、県からの権限移譲による交付金です。移譲事務の件数は78件で、移譲率96.3%となっております。

○建設課長（小林宏和君） 上から3行目に戻っていただきまして、6目1節の土木総務費委託金は、県道3路線の除雪委託金でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、15款1項1目1節土地貸付収入は、千畑工業団地や旧学校用地など34件分と電柱・電話柱及び草地貸し出し分でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく1節光ファイバー芯線等貸付収入でございますが、82局、83局のIRU契約によるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続いて、2節の商標権等貸付収入ですが、平成29年度において「美郷雪華」を商標登録する予定であり、美郷雪華の名称を使用した商品を販売する場合の使用料収入を存置項目としてございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、2目利子及び配当金でございます。次のページにかけてでございますが、基金それぞれの利子分を計上してございます。なお、配当金につきましては、存置の計上でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 42ページ中段でございます。

2項1目1節不動産売払収入ですが、土地及び建物売払収入につきましては存置計上です。立木売払収入は仏沢地区町有林10ヘクタール分の搬出間伐の売り払い収入を計上してございます。

○建設課長（小林宏和君） 2目1節は2次製品古材の売り払い収入でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、3目生産物売払収入でございますが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料を実績をもとに計上してございます。

次の16款1項1目一般寄附金ですが、存置計上してございます。次のラベンダー育成協力金はラベンダー祭り期間中の実績をもとに計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 同じく2目指定寄附金でございますが、ふるさと美郷応援寄附金として、これまでの実績を勘案して600万円を計上してございます。また、地方創生応援寄附金として、企業版ふるさと納税30万円を計上してございます。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

17款1項基金繰入金でございますが、1目振興基金繰入金は、合併特例債の償還が終わった額の範囲内で地域振興や地域住民の一体感を醸成するためのソフト事業に充当するために計上してございます。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金でございますが、子どもの感性・創造力育成事業などに充当するために計上してございます。

3目公共施設整備基金繰入金でございますが、公共施設の整備等に係る予算のうち、補助金や有利な起債の充当が見込めないものにつきまして充当するために計上してございます。

続きまして、18款繰越金でございますが、前年度繰越金として前年度同額を計上してございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 続きまして、19款1項1目延滞金ですが、平成28年度実績見込みをもとに計上し、2目過料につきましては存置計上としております。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、46ページ、47ページをお願いいたします。

同じく2項1目町預金利子でございますが、前年度実績等を考慮し計上してございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 3項1目1節でございます。奨学資金貸付金の償還金で、元金は153名分を見込んでございます。滞納繰越分につきましては存置計上でございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 次の2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入でございますけれども、貸付者2名分と、それから滞納繰越分として3名分の予算を計上しております。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の3目中小企業振興貸付金元利収入でございますが、貸付金のもとになる預託金の元金収入でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） 4項受託事業収入でございますが、1目1節総務費受託事業収入につきましては交通災害共済の受託事務にかかわるものでございまして、1万2,000人の加入を見

込んでございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続いて2目1節の民生費受託事業収入ですが、介護保険の保険者である広域組合からの事業に要する費用分の収入でございます。本年度から総合事業の開始に伴いまして包括的支援事業に事業受託収入が1,000万円ほど増えると見込んでおります。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 3目1節農林水産業費受託事業収入でございますが、農業者年金基金業務受託収入は、農業者年金基金から委託されました農業者年金事業の諸届け出等の受け付け、点検等に関する事務処理に係るものでございます。特例事業等業務受託収入は、秋田県農業公社から委託されました農地売買等の取扱業務に係る受託収入でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、5項1目の1節違約金、2節延納利息は存置計上でございます。

○教育総務課長（煙山光成君） 2目は学校給食及びこども園の給食に係る収入でございます。1節給食費の内訳でございます。学校給食受入金は、児童858名分、生徒477名分、教職員等は156名分で計上してございます。また、一時保育給食費に関しましては432食分、次の滞納繰越分については存置計上でございます。その次、こども園職員等の給食代でございますが、156名分を計上してございます。

次の3目過年度収入についてご説明申し上げます。

子どものための教育・保育給付の精算に伴う過年度収入を1節過年度収入として国庫支出分、県支出分をそれぞれ存置で計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、4目1節雑入です。雑入につきましては、特に大きな金額のものについてのみ説明いたします。まずは、福祉保健課関係から説明いたします。

下段から7行目になります。後期高齢者健診事業費補助金、その次の後期高齢者医療制度特別対策補助金は、人間ドック等の健康増進事業に係る分への後期高齢者広域連合からの助成分でございます。

それから、その下、介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プランの作成費分について助成される分でございます。

その下、総合健診料、それから生きがい活動支援通所事業料、配食サービス事業利用者負担金は、いずれも事業利用時の自己負担分の計上でございます。

その下の高額介護合算療養費は、高齢者の福祉医療該当者に療養として町が支払った分に対する国保連からの補填分でございます。

次の51ページ、上段右側からになります。未熟児養育医療費負担金、それから軽度生活援助事



業利用料も利用者の一部自己負担を頂戴いたしますので、その分を計上しております。

そして、新しい資料となりますが、下から3つ目、ずっと下の方になりますけれども、介護予防ケアマネジメント作成費収入ですが、平成29年4月からの介護予防日常生活支援総合事業に関して、町が主体的に進める要支援者への簡易型の訪問介護、それから通所介護に関連して家庭訪問等によりまして利用者のケアプランを作成することとなるため、その作成費用につきましては介護保険料を原資としまして国民健康保険団体から収入することとなっておりますので、本年度からここに計上いたします。

当課関係は以上でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、企画財政課関係でございます。

51ページの中段から下段の部分をごらんいただきたいと思います。秋田県市町村振興協会からの交付金と助成金を計上してございますが、これは同協会が市町村振興宝くじの収益金を活用しまして、市町村を支援する目的で交付されるものでございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、商工観光交流課分ですが、下から5番目の地元対策負担金ですが、サテライト六郷の競輪及びオートレースの売上の0.5%を地元対策負担金として予算計上してございます。金額については実績をもとに計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 5目弁償金は存置の計上でございます。

続きまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

20款町債でございます。1項1目総務債でございますが、1節は予約制乗り合いタクシー運行事業に、2節は防災ラジオ整備事業に、3節は新規就農者等支援事業に、4節は空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業に、5節は子ども医療費助成事業に対するものでございまして、いずれもソフト事業対応の過疎債を充当するものでございます。

続きまして、2目民生債でございますが、1節はふれあい安心電話事業、軽度生活支援事業に、2節はかわ舟の里角間川改築事業補助金に対するものでございます。

3目労働債でございますが、正規雇用者育成支援事業に対するものでございます。

4目商工債でございますが、清水周辺環境整備事業に対するものでございます。

5目土木債でございますが、社会資本整備総合交付金事業及び集落間道路整備事業等に対するものでございます。

続きまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

6目消防債でございますが、新消防庁舎建設及び救急車両の導入等に伴う大曲仙北広域市町村圏組合への消防負担金及び小型動力ポンプ導入に対するものでございます。

7目教育債でございますが、1節は公民館及び北ふれあい館の改修事業等に、2節は英語指導助手配置事業に対するものでございます。

8目農林水産業債でございますが、1節は経営体育成基盤整備事業に、2節は農観連携交流促進施設整備事業に対するものでございます。

9目臨時財政対策債でございますが、普通交付税の交付額の不足分を補填する形で発行する起債でございます。2億8,000万円を見込んでございます。

歳入は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 以上で一般会計予算の歳入の説明が終わりました。

ここで10分間休憩します。

（午前10時51分）

---

（午前10時59分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出について総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長（高橋 薫君） はじめに、職員の人件費についてご説明いたします。

特別職として、町長、副町長、教育長、議員、その他特別職並びに一般職員として215名の給料、職員手当、共済費をそれぞれ計上しております。

人件費の概要につきましては、224ページからの給与費明細書に記載してございますのでごらん願います。

特別職については、町長等の給与の減額、議員定数の改定による減額、その他特別職の減員などによる減額により、トータルで652万8,000円の減額となっております。

一般職ですが、給与費は前年度と比較し、3名の減員及び秋田県総合事務組合における退職手当組合負担金制度の見直しにより1億4,068万1,000円の減額、共済費は追加費用の負担金率の改定によりまして559万1,000円の減額となっており、トータルで1億4,627万2,000円の減額であります。

人件費の概要は以上でございますので、以降の各款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について順次説明してまいります。

56ページをお願いします。

1款1項1目議会費ですが、議員報酬、議会活動、議会運営に関する経費が主なものでござい

ます。

次に、58ページの2目議会広報費ですが、議会広報を年4回と議会日程や住民との懇談会の日程などを周知するためのお知らせ版の発行経費を計上してございます。

次に、2款1項1目一般管理費で58ページから65ページまでであります。

まず、総務課関係ですが、文書管理や庁舎管理を初めとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費を計上してございます。主なものといたしまして、職員の能力開発及び意識改革のための経費として9節、13節、19節に計上しており、今年度、延べ職員341名の受講を予定してございます。庁舎管理につきましては、町民の皆様が庁舎に訪れた際にご利用いただける待合スペースが非常に狭かったことから、現在の喫煙室を町民待合スペースに転用を図ります。また、役場玄関前にラベンダーを植えた花壇を設置し、町の花をPRしてまいります。改修工事については、一部外壁や床等の劣化が見られることから、外壁タイルの補修、第二庁舎事務室床改修、敷地内舗装整備などを予定してございまして、経費を15節に計上してございます。

また、企画財政課関係では、普通交付税の一本算定を見据えた財政健全化方針に基づく検討を推進するため、有識者で組織する財政健全化検討委員に対する報奨金を8節に計上してございます。

次に、2目行政推進費で、64ページから69ページまででございます。

まず、総務課関係ですが、行政機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理費、シャトル便の管理費を計上してございます。環境整備事業を要するものとしたしましては、避難所でもあります飯詰コミュニティセンターの駐車場を整備いたします。

次に、企画財政課関係ですが、地域コミュニティ推進事業といたしまして、集会施設整備などの地域活動整備事業費補助金や行政区やボランティア団体が行う特色ある事業に対する交付金である活力ある地域づくり事業費補助金を計上してございます。協働参画のまちづくり事業といたしましては、住民活動センターの指定管理に要する経費などを計上してございます。交通施策事業といたしまして、乗り合いタクシーに関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費、山形新幹線延伸関係の負担金を計上してございます。

次に、68ページ中段、3目の文書広報費です。広報美郷及びお知らせ版の月1回の発行経費、ホームページの管理費、やまびこ座談会の開催経費などを計上してございます。今年度は、町ホームページをスマートフォンにも対応できるように改修いたします。

○会計管理者兼出納室長（鈴木孝悦君） 次に、68ページ下段から71ページ中段の4目会計管理費

ですが、11節はファイルなどの消耗品費と口座振替依頼書等の印刷製本費であり、12節は金融機関へのデータ伝送に係る手数料を計上しております。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、5目財産管理費ですが、70ページの中段から73ページ下段まで、町有施設、土地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理、中央・南行政センターの管理経費が主なものでございます。

主なものといたしまして、町有林の保育事業では仏沢地区10ヘクタールの間伐搬出に関する経費を13節に町有林保育事業委託料として計上してございます。また、行政センター管理費では、中央行政センターの出入り口の屋根の劣化が著しく、回収する経費を15節に計上してございます。18節備品購入費につきましては、公用車5台を更新する経費でございます。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目企画費についてご説明いたします。

74ページ、75ページをお願いいたします。

企画財政課関連では、第2次美郷町総合計画の後期行動計画の策定に要する経費及びふるさと納税の推進に要する経費などを計上してございます。ふるさと納税につきましては、記念品の選択肢に町内事業者等が製造、生産する品を追加し、寄附してくださる方々のニーズに応えるとともに、町の特産品のPRをさらに進めるなど、ふるさと納税に関する環境の整備を推進します。

商工観光交流課関連では、ふるさと会、定住の促進、地域間交流及び日本航空連携事業に係る経費が主なものでございます。9節から13節までは、ふるさと会参加に伴う旅費のほか、日本航空連携事業及び大田区子どもガーデンパーティーに係る経費でございます。19節では定住促進奨励金の中で若者定住促進奨励金として45件分を計上し、町外からの移住と町民の定住を推進してまいります。また、ふるさと会補助金としては、首都圏ふるさと会、中部・関西ふるさと会に対する補助金でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、7目電子計算費でございますが、電算システムの安定稼働のための管理経費及び機器の更新に要する経費に加えまして、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などを計上してございます。また、平成29年度から秋田県がより高い水準の情報セキュリティ対策の一環として運用の開始を予定しております秋田県情報セキュリティクラウドに対する利用負担金を19節に計上してございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） ページ下段から78、79ページにかけまして、8目交通安全対策費でございますが、交通安全にかかわる団体等と協力して住民の交通安全啓蒙、指導の実施、カーブミラーなど交通安全施設注意喚起看板の整備、チャイルドシート購入助成などの予算を計上してございます。主なものとしましては、1節、9節では交通指導隊への報酬、費用弁償、11節、

18節では交通安全施設の修繕費と購入費、19節では交通安全関連団体への補助金を計上してございます。

続きまして、9目防犯対策費でございますが、防犯指導員の報酬、費用弁償、11節では町内の防犯灯の電気料、修繕料、15節工事請負費では既存防犯灯のLED化工事、行政区等の要望により設置する防犯灯の予算を計上してございます。19節は関係団体への負担金、補助金を計上してございます。

下段でございまして、10目諸費でございます。ここでは秋田県防衛協会の会費、町自衛隊父兄会への補助金を計上してございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、80ページ、81ページをお願いいたします。

11目地方創生事業費でございますが、平成27年10月に策定いたしました美郷版総合戦略に掲げた事業の実施に要する経費を計上してございまして、4つの基本目標の達成を目指して事業を推進いたします。

1つ目の基本目標であります「美郷における安定した雇用を創出する」につきましては、企業者等総合支援事業や新規就農者等支援事業など4事業を実施いたします。

2つ目の目標であります「美郷への新しい人の流れをつくる」につきましては、空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業や長期インターシップ事業など4事業を実施いたします。

3つ目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」につきましては、高学年児童放課後対策事業や子ども医療費助成事業など5つの事業の実施をいたします。

4つ目の「時代にあった地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」につきましては、「生薬の里 美郷」構想推進事業や友好都市等との学校間交流推進事業など8事業を実施することとしてございまして、2年度目となります防災ラジオの購入整備2,150台や美郷カレッジの開催も予定してございます。

また、本目には、美郷総合戦略検証事業費としまして、取り組み事業の効果などの検証を行うため、外部有識者などを含めた組織を設置し、総合的な進捗管理と着実な推進を図ることとしてございます。

○税務課長（齊藤敦子君） 82ページ、83ページ下段から84ページ、85ページ上段にございます2項1目税務総務費につきましては、定型的な事務に要する経費を計上してございます。

次の段から86ページ、87ページ上段にございます2目賦課徴収費でございますが、賦課及び徴収にかかわるものとして納税通知書、納付書等の印刷費、電算システムの保守、固定資産の不動産鑑定委託料、機器の借上料、納税貯蓄組合への補助金、町税還付金等が主なものでござい

す。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、戸籍謄抄本、住民票、印鑑証明等の発行に要する印刷費、これらに使用します機器の保守費用が主なものでございますが、今年度、新たに結婚の記念として特別な婚姻届の用紙、出生の記念証を作成、また、お祝いにふさわしい図柄をあしらった記念撮影コーナーを設け、届け出られる皆さんをお祝いできるように計画してございまして、11節、13節、18節に予算を計上してございます。

88、89ページをお開きいただきます。

19節では歳入でもご説明いたしましたが、マイナンバー制度にかかわる地方公共団体情報システム機構への交付金、各協議会への負担金を計上してございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次に、4項の選挙管理費です。1目は選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費を計上してございます。

2目は明るい選挙推進協議会の選挙啓発費の経費でございます。

3目、4目は、平成29年4月19日に任期満了となる秋田県知事選挙及び平成29年9月30日に任期満了となる美郷町議会議員選挙の執行経費でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、92ページ、93ページ下段をお願いいたします。

5項統計調査費でございますが、1目基幹統計費は、学校基本調査などの6つの統計調査に要する経費を計上してございます。

統計調査総務費は廃目でございます。

○総務課長（高橋 薫君） 次のページ、6項1目監査委員費ですが、監査委員報酬初め費用弁償、監査等に関する経費を計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、96、97ページまであわせてごらんください。社会福祉総務費ですが、福祉保健課の経常経費のほか、生活困窮者対策や日赤活動の費用、そして97ページの19節の負担金補助及び交付金として福祉関係団体への補助や支援、ボランティア団体等の各団体への活動支援費を計上しております。総務費の前年度予算比較においては1億円以上の減額となっておりますが、これは臨時福祉給付金の減によるものでございます。

続きまして、3款1項2目障害者福祉費ですが、ページでは101ページ中段までとなります。こちらは大部分が障害者総合支援法に基づく事業に係る予算でございます。障害者総合支援法による個別の給付サービス料は増加しておりますが、障害者への直接的な費用となる委託料補助金扶助費については、人口の減少を受け、かかる費用の総額は現在の状況から平常ということで前年

度並みと見まして計上いたしております。

社会福祉費補助金としまして、水交会への補助金、かわ舟の里角間川への建築費に対する補助金を計上しております。その結果、障害者福祉費の前年度比較では、1億6,000万円ほど増となっておりますが、水交会等への臨時的な補助金を除きますと、障害関係はマイナス予算として計上しております。

次、100ページ、101ページをお願いいたします。3目高齢者福祉費ですが、107ページまであわせてごらんください。

本年度予算には、地域包括ケアシステムの構築など的高齢者支援策の充実を図ること、それから新たな取り組みとしまして介護予防日常生活支援事業、それから認知症への取り組みの充実という予算が盛り込まれております。

まずは、介護予防・日常生活支援事業や新たな取り組みに関する予算ですが、101ページ下段の7節賃金の中に介護保険事業支援員とありますが、介護保険事業の介護保険認定調査員とはまた別に要支援者の家庭を訪問して調査するための臨時職員を置くための経費でございます。現在、要支援者270人ぐらいがおりますので、この方々が支援の方向性を判断していくことになります。

次のページ、103ページの上段に報奨金として介護予防、転倒予防などの要介護状態にならないための教室開催時の講師の謝礼、そして13節には次の105ページの上段、予防教室などを行うための介護予防支援業務委託、それから10行目に集中的に健康指導を行う短期集中予防サービス委託料、その3つ下に、調査後に適切なケアを実施するためにケアマネにケアプラン等の作成を委託する分として介護予防生活支援サービス事業、ケアマネジメント委託料などを計上しております。

これらの事業の本年度からの展開ですが、新たに介護保険の要支援対象から総合事業に移行する方の通所介護、訪問介護における費用負担につきましては、構成3市町が統制することとしております。その他の事業につきましては、構成各市町が各自自治体の取り組みとして実施することとしております。

もう一度、101ページに戻ります。

地域包括ケアシステムとしましては、特に高齢者の介護予防のための包括的事業としまして、7節賃金の下段に認知症地域支援推進員を置いて実態を把握することに努めるほか、103ページ、13節委託料の下段、地域リハビリテーション活動支援事業を展開。次の105ページの真ん中に、これら的高齢者の日常的な支援を検討するための生活支援コーディネーターを委託したく予算を計上しております。また、本年度から実施しました9行目となります雪下ろし等支援事業委託料に

つきましても、170世帯を想定し予算を計上しております。3月現在は、許可世帯37世帯、利用者は8件にとどまっておりますが、本年は雪が少なかったせい事故も少なく、利用者も少ないことに大変喜んでおります。また、中央ふれあい館の館費とともに、15節工事請負費に施設の老朽化などから改修のための費用を計上しております。

以下、敬老会や金婚式、それから長寿祝い金、老人クラブ、ふれあい安心電話、温泉利用券などのこれまでの介護予防事業等の実施に要する経費を計上しておりますが、これらにつきましては前年と大きな変更がなく、対象人数が関係するところは実績を見込み計上しております。

高齢者福祉事業は以上でございます。

続きまして、医療給付費に入ります。

106、107ページをごらんください。

医療給付費でございます。国民健康保険や後期高齢者医療制度、福祉医療に関しまして一般会計で負担する経費を計上しております。

次の108、109ページになりますが、12節役務費では福祉医療に係る国保連や診療報酬支払金にかかる支払手数料、13節では後期高齢者医療に加入している方の健診や人間ドックの助成等に係る費用、19節では後期高齢者医療制度に係る町の負担金、20節扶助費は福祉医療費扶助費ですが、対象者3,368人分について、さきに地方創生分として手当てした分を除き、県制度による扶助と、それからこれまで町単独で実施してきた小学生までの分を計上しております。28節には国保、後期高齢者医療に係る保険基盤安定のための繰出金などを計上しております。制度改正によりまして国保特別会計への財政支援として交付金補助金が増加したことによりまして、法定分として町が特別会計へ繰り出す分については医療費などの減少から6,000万円ほど少なくなっております。

続きまして、3款2項1目児童福祉費を説明いたします。

次の111ページまでとなっておりますが、ここはみさとこども館に関する費用と子ども会への補助金を計上しております。

続いて3款2項2目ひとり親家庭福祉費ですが、ひとり親家庭への小中学校卒業時のお祝いの記念品を予定しております。62人ほどを予定しております。以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目児童福祉施設費は、110ページから117ページまででございます。

こども園に関する予算が主なものでございまして、615名の入園を見込み、子供が健やかに成長していただくための環境づくり及び施設の管理経費を各節に計上してございます。



1節でございます。こちらには子ども・子育て会議の委員報酬、それから園医の報酬、7節には臨時保育教諭等の賃金を計上してございます。

済みません、7節は113ページです。

それから、11節から115ページの14節まででございますが、これにつきましては施設の維持管理に係る経費を計上してございます。また、遊具につきましては、115ページ下段、工事請負費の関係でございます。より今までより充実させるとともに、一部を更新するなどの経費を計上してございます。

117ページをお願いいたします。

19節には各種の負担金を計上してございます。

続く4目子育て支援費は119ページ下段まででございます。ここでは子育て支援事業や放課後児童クラブに関する経費を各節に計上してございます。放課後児童クラブに関しましては、長期休業期間のみの利用も含めまして271名の利用を見込んでございます。利用者数の増加に伴いまして、119ページ下段をお願いいたします。18節におきまして下足棚、ロッカー等の購入費を計上してございます。

なお、放課後児童クラブにつきましては、学校敷地内での放課後児童の健全な育成を図ることとしてございますが、平成29年度からは、みさとこども館でも同事業の一部を実施することを計画してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、その下段、118、119ページ、5目児童措置費ですが、児童手当を要する費用を計上しております。延べ1,420人の方々が手当を受給しております。

○住民生活課長（小原隆昇君） 3款3項国民年金事務費でございますが、国民年金の事務に要する消耗品の経費でございます。

続く4項1目災害対策費でございますが、災害による被害を受けられた方への見舞金を計上してございます。

○福祉保健課長（高橋久也君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は、保健センターの管理費、セルフケア、心の健康づくり、食育の推進や養育医療、少子化対策助成に対する費用を計上しております。

次の125ページ、14節までは保健センターに係る費用が主でございます。セルフケアの推進のため、食育、運動などの健康教育指導に係る賃金、セルフチェック用の消耗品分、運動量をはかる活動量計、メンタルヘルス等の諸事業に係る費用をこれまでどおり計上したほかに、新たに取り組む事業としまして、125ページ中段、15節工事請負費の中に健康増進メッツロード案内看板設置

工事としまして距離などを表示したウォーキングコース、およそ1周3キロのコースを3カ所程度を設定する費用と、それから19節負担金補助には、がん患者さんへの支援としまして医療用ウィッグ、上限2万円として10人分を計上しております。前年度予算比較では、2,000万円の減額となっておりますが、人件費と臨時的な費用であることをございますので、ほぼ前年同額の予算内容となっております。

続きまして、126、127ページ上段からになります。

2目予防費でございます。こちらは妊婦、乳幼児に係る健診やがん検診、各種予防接種に係る費用を計上しております。

一番下段の13節予防接種委託料ですが、定期の予防接種のほか、任意の予防接種としましてこれまでどおり高齢者の肺炎球菌、それから妊娠を希望する女性の風疹予防接種、インフルエンザ予防接種費用は引き続き助成することとしております。総合健診委託料を計上しておりますが、がん検診の推進と受診率向上のため、国・県が特に受診勧奨している胃・大腸・肺・子宮・乳がんの一定年齢につきましては、町も同額を負担することとして個人負担をなくし、無料クーポン券を発するものとしております。

予防費も前年度予算比較では500万円ほど減じておりますが、B型肝炎などの新たな定期予防接種も増えておりますが、全体的には費用の精査と実績見込み、セルフケアの推進に資するため実情に即した予算計上としております。

予防費は以上でございます。

○住民生活課長（小原隆昇君） ページ下段、3目環境衛生費でございます。環境衛生全般にかかわる費用でございまして、128、129ページまで続きます。128、129ページをお開きいただきまして、8節には不法投棄監視人7人への報償、水の郷シンポジウム講師謝礼を、13節委託料には町内7カ所での河川水の水質調査、墓地公園の管理委託料、19節には広域斎場負担金並びに使用に係る負担金を計上してございます。官学連携によります水環境マイスター養成講座につきましても、引き続き進めてまいることとしてございます。

130、131ページをお開きいただきます。

2項1目清掃費でございます。一般廃棄物、家庭ごみにかかわる費用でございまして、引き続き小型家電回収、布類の回収リサイクルを年4回実施いたします。環境に有害な水銀を含むおそれのある蛍光灯、各種一次電池の分別回収を継続しまして、廃棄物の減量に取り組むこととしてございます。

1節では廃棄物等減量推進審議会委員の報酬、12節は有料ごみ袋の各販売店への手数料、13節

ではごみ収集業務、粗大ごみ受付事務、有料ごみ袋の作製等の委託料、19節では環境事業組合への負担金、集落のごみ集積施設設置、生ごみ処理機購入等への補助金を計上してございます。

○建設課長（小林宏和君） それでは、132、133ページ、水道費でございます。

4款3項1目19節は、民営簡易水道組合の水質検査に対する補助金であります。28節繰出金でございます。これは事業債償還並びに事業の円滑な推進を図るため、水道事業会計への繰出金です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 次の5款1項1目労働諸費でございますが、8節及び11節では、技能功労者及び優良技能者表彰に要する経費を計上し、技能者の地位向上と産業の活性化を図ってまいります。13節では出稼ぎ者65人分の健康診断費用を、19節では職業訓練協会への負担金と出稼ぎ者65人分の傷害保険の掛金を計上してございます。また、求職者を対象にした資格サポート事業を継続し、就労の支援をしてまいります。

2目雇用対策費でございますが、新卒者の雇用促進や事業所の人材育成に正規雇用者育成支援事業を継続して実施してまいります。

○農業委員会事務局長（鈴木 忠君） 6款1項1目農業委員会費でございます。

ページ下段から134、135ページ下段までになります。

農業委員会の事務に要する経費で、1節は農業委員報酬、次ページ135ページでございますが、9節は機構集積支援事業として委員、職員の資質向上を図るための各種研修等の参加に係る費用弁償及び普通旅費を計上してございます。13節に農地台帳システムの保守管理に要する経費、19節に関係機関への負担金等を計上してございます。

○農政課長（高橋 稔君） 同じく2目農業総務費です。

136ページ、137ページをお願いいたします。

7節から11節につきましては、農政課の経常経費並びに農政課で管理する公用車の維持管理費です。

次に、3目農業振興費です。1節鳥獣被害対策実施隊報酬ですが、隊員27名分の報酬です。また、農業振興地域整備促進協議会委員報酬は、会議開催時の委員10名分の報酬です。8節から13節については、主に都市農村交流推進事業や美郷うりこめ推進事業、薬用植物栽培支援事業などに係る経常経費を計上しております。

138ページ、139ページをお願いいたします。

19節の負担金補助及び交付金ですが、各種農業関係団体への補助金のほか、経営体や法人育成等のための支援としての補助金、交付金を計上しております。金額の大きいものや新規のものを

説明いたします。

2行目、都市農村交流推進協議会補助金ですが、大田区で開催する「ご飯の教室」や大田フェスタへの出店、オーナー制度等の事業展開に対する協議会への補助です。

経営体育成支援事業費補助金ですが、地域の中心経営体が融資を活用した農業用機械等の導入に対する補助金です。補助率10分の3、町のかさ上げなしで5経営体の実施を見込んでおります。

1つ飛ばしまして、美郷町農産物販売促進支援事業費補助金ですが、首都圏での農産加工品の物販や商談活動に対する補助で6件分を計上しております。

2行飛ばしまして、環境保全型農業直接支払交付金ですが、化学肥料、化学合成農薬等を慣行栽培の5割以上削減した上でカバークロープ作付や有機堆肥を施用する営農に対する交付金です。約100ヘクタール分の取り組みを見込んでおります。

狩猟免許新規取得支援事業費補助金ですが、鳥獣被害対策実施隊隊員の育成のため、狩猟免許を新たに取得するための経費を補助するもので、平成29年度から町単独の新規事業となっております。

経営所得安定対策推進交付金ですが、経営所得安定対策を担当する町地域農業再生協議会に対する事務費の交付金です。

農林漁業振興対策基金事業補助金は、歳入でも説明いたしましたが、複合経営の推進と農業経営の安定化を図るための県の基金事業に町の一部かさ上げを行って補助を行うものです。未来にアタック農業夢プラン応援事業、新規就農者経営開始支援事業、農業経営加速化発展事業で合計33経営体の事業実施を見込んでおります。

3行飛ばしまして、無人ヘリ防除対策事業費補助金ですが、無人ヘリによる共同で行う水稲への薬剤散布に対する補助とヘリコプターオペレーターの資格取得費に対する補助です。防除面積は3,537ヘクタール分、資格取得者は1名分を見込んでおります。

5行飛ばしまして、農産物加工販売拡大支援事業補助金は、農産物加工品の製造販売拡大のための設備、施設整備に対する補助で、2件分の上限額を見込んでございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。

4目美郷ブランド確立費です。美郷ブランド品目応援事業補助金ですが、美郷ブランド10品目を初めとする園芸作物や農畜産加工品の出荷販売額に応じた助成で、平成29年度から補助率を上げ、需要拡大を図っております。美郷ブランドゆうき応援事業補助金ですが、町の堆肥センターでつくった美郷の大地を施用して特別栽培米を生産出荷する場合、その堆肥の購入費の一部を助

成するものです。

続きまして、5目担い手対策費です。8節、11節は人・農地プランの進行管理更新に伴う経費や若手農業者の意見交換会開催に伴う経費です。13節委託料ですが、農業経営研修会開催に伴う委託料です。19節は各種団体や協議会への補助金のほか、新規就農者への補助、農業生産法人育成のための補助、農地中間管理機構を利用した機構集積協力金です。2行目の農業次世代人材投資事業補助金は、歳入でも説明いたしましたが、昨年までの青年就農給付金が名称変更となったものです。対象者7名を予定しており、全額県補助となっております。

5目担い手対策費の予算が前年度に比べ大きく減少してございますが、機構集積協力金のうち地域内農地の一定割合以上を機構に貸し付けた場合の地域集積協力金が減少するためです。前年と比べ、面積が大きく減少することが見込まれ、協力金が減少するものです。

5目は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 6目農業振興施設管理費でございますが、ページでは140ページから143ページまででございます。道の駅、ニテコ名水庵、湧子ちゃん、あったか山直売所など6施設分の管理及び委託経費を計上してございます。11節から14節までは各施設の維持管理に伴う経費でございます、15節では各施設の改修費用を計上してございます。

○農政課長（高橋 穰君） 続いて、7目畜産業費です。畜産経営の向上や防疫体制の徹底を図り、町の畜産振興を推進するための事業費全般と、町のアクティセンター、堆肥センターの運営、維持管理のための経費となっております。

144ページ、145ページの11節修繕料ですが、アクティセンターのフロアの年次計画による更新修繕のほか、両施設の小破修繕費となっております。13節委託料は、アクティセンターの指定管理料が主なものです。19節負担金補助及び交付金は、主に畜産関連団体組織への負担金や補助ですが、中段の畜産振興活動推進補助金には、べごっこまつり開催に伴う補助が含まれてございます。また、下から3行目、優良牛飼育奨励事業補助金は、牛25頭の導入を見込んでおります。

次に、8目農村整備費です。144ページ、145ページから146、147にかけてであります、13節委託料については、公園や農村公園の管理委託料のほか、平成31年度採択希望となっている鐘田・南谷地地区の圃場整備事業に係る地形図作成、換地調査業務委託料などを計上してございます。

次のページ、19節負担金補助及び交付金ですが、土地改良関係団体の事業費負担金や補助金が主なものです。歳入でも説明いたしました多面的機能支払交付金事業費負担金や中山間地域等直接支払交付金は、昨年度とほぼ同額の事業費となっております。中段の県営事業負担金は、ス

トーンクラッシャー事業に対する7.5%の町負担分となっております。県営基盤整備事業費負担金は、本堂城回地区、金沢地区に加え、新たに採択予定の畑屋中央地区の基盤整備事業費に対する7.5%の町負担分です。県営基盤整備事業調査計画費負担金は、採択希望である鑓田・南谷地区及び明田地野際地区基盤整備事業調査費に対する町負担分となっております。

148ページ、149ページをお願いいたします。

繰出金には、農業集落排水事業特別会計への繰出金を計上しております。

8目農村整備費は以上です。

○生涯学習課長（高橋一久君） 続きまして、9目農観連携交流促進施設整備事業費でございますが、継続で佐藤家蔵移築工事、坂本東嶽邸離れ改修工事と、新たに坂本東嶽邸蔵の改修工事にも着手する予定でございます。その関係経費が主なものでございます。

佐藤家蔵移築工事は、さや部の新築及び屋根の荒土置工事が主なもので、坂本東嶽邸離れは耐震補強及び内装工事を予定してございます。なお、坂本東嶽邸蔵外周工事を始めますが、主に耐震補強工事等になる予定でございます。以上です。

○農政課長（高橋 穰君） 次に、2項1目林業費です。7節から14節までは、七滝「水の森」植樹事業並びに松くい虫ナラ枯れ調査や伐倒駆除に係る経費を計上しております。19節は緑の募金協力団体への還元金のほか、2行目の森林整備地域活動支援交付金は、施業集約化を行う森林組合への交付金で、浪速地区及び千屋地区10ヘクタールを予定しております。その他森林関係団体への負担金が主なものでございます。

6款農林水産業費は以上です。

○商工観光交流課長（藤田信晴君） 続きまして、7款1項1目商工総務費でございますが、153ページ上段まででございます。その主なものは、ふるさと大使5名分の関連経費、テレビ朝日CM大賞作製経費、シルバー人材センター支援事業補助金のほか、今回新たに中心市街地活性化構想策定のための経費も計上しております。

次のページ、152ページ、153ページをお願いいたします。

2目商工振興費でございますが、154ページから155ページ中段過ぎまででございます。8節報償費から11節需要費までは、うりこめ美郷事業での首都圏への販売促進経費、大田フェスタを初めとした大田区でのイベント経費、企業誘致関連では首都圏での立地セミナー等に要する費用を計上してございます。12節役務費及び13節委託料では、歳入でもご説明いたしましたが、提案型地域産業パワーアップ事業を活用し、ラベンダーイメージCMの放送費用、ラベンダーまつり期間中のライトアップや交流コンサート費用、美郷雪華を活用した特産品開発費用を計上してござ

います。

154ページ、155ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金では、その主なものとして商工会事業への補助金、中小企業支援として商工業振興奨励金、中心市街地活性化のための空き店舗等対策事業補助金、地域資源を活用し新たな特産品づくりのための特産品開発事業補助金、パッケージデザイン支援事業補助金等を継続し、計上してございます。また、中小企業振興資金保証料補給等補助金として249事業所分の利子補給補助金並びに保証料を計上してございます。21節貸付金では、中小企業振興資金預託金として、金融機関3行へ預託するための1億3,000万円を予算措置してございます。

続きまして、下段の3目観光費でございます。その主なものは、次のページ、156ページ、157ページの12節までは観光イベント等の経費、ラベンダーまつり関連費用及び広域観光推進事業に係る費用でございます。また、美郷雪華について、せっけん、化粧品、香料として商品化した際に、商標として使用するため商標登録の費用も計上してございます。

13節委託料でございますが、トイレパークや大台野広場を初めとする観光施設の委託経費等が主なものでございます。中ほどにありますJALダイナミックパッケージ割引事業は、県、美郷町、周辺自治体及びJALが連携し、美郷町や周辺自治体に宿泊していただいた方に割引や特典がある企画でございます。引き続き実施いたします。下から3番目のインバウンドサイクリング事業委託料でございますが、美郷町、仙北市、大仙市が協働で外国人旅行客向けにみずほの里ロードを中心としたサイクリングロードを整備するものでございまして、日本語、英語、中国語によるホームページ、パンフレット、プロモーション動画、モニターツアー誘致等の経費を計上してございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

上から6番目の美郷資源活用型観光コンサルティング委託料でございますが、町の代表的な地域資源である水、その水を育むブナ林、これらを核として町に存在する田園風景、温泉、ラベンダー園、農畜産品などさまざまな資源を有機的に連携させ、観光資源として磨き上げ、豊かな町の自然に育まれた動植物の環境学習なども加えた美郷資源活用計画の策定を計画しており、そのコンサルティング委託料を計上しております。下段の15節工事請負費の一番上にあります観光施設等Wi-Fi設備設置工事でございますが、観光客や施設利用客が気軽にインターネットに接続できるよう、サン・アール、あったか山、観光案内休憩所、ニテコ名水庵、大台野広場、雁の里管理休憩棟に設置工事を計画しております。

次にありますふれあいの森整備工事として、秋田県の補助を受け、美郷町千畑地区土崎の大清

水を整備いたします。整備内容としては、清水周囲の樹木の剪定、木橋や休憩用ベンチの設置などを計画してございます。下の野際清水整備工事ですが、整備内容として、土留の板柵工や擬木柵の設置、葦の植え込み等の整備を計画してございます。また、大台野広場イベント棟屋根の塗装工事、観光案内休憩所塗装工事などを行い、誘客施設の安全と快適性の向上を図ります。

160ページ、161ページをお願いいたします。

一番上にあります、サイクリングコース案内板整備工事ですが、インバウンドサイクリングコースの案内板に観光情報発信案内板を付加したものを3カ所、サイクリングコースの進行方向や現在地を表示する看板を6カ所、駐輪場及びトイレを表示する看板を3カ所設置いたします。

19節は観光協会温泉振興株式会社を初め、関係機関への負担金及び補助金が主なものでございます。

下段、4目温泉施設費でございますが、11節から14節までは町で負担すべき町内3温泉管理経費を計上してございます。15節でございますが、各温泉の温泉設備等改修工事に係る経費を計上してございます。主な物として、千畑温泉では屋根及びエアコンの改修工事を、六郷温泉ではコテージへの火災報知機設置工事を、仙南温泉では洗浄用バルブの改修工事を計画してございます。

以上で7款商工費の説明を終わります。

○建設課長（小林宏和君） 続きまして、162、163ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費でございます。地下水対策として涵養池4カ所、涵養水路3カ所の維持管理に要する経費が11節から13節で、14節は涵養池水位計設置場所の借上料、19節は水源確保に要する水利費負担金であります。

次に、8款2項1目道路橋梁総務費でございます。圃場整備完了に合わせ、道路台帳の補正業務を13節に計上しています。

次の164、165ページをお願いいたします。

道路事業等建設の円滑な推進に要する経費として、各種同盟会負担金を19節に計上してございます。

続いて、8款2項2目道路維持費でございます。除雪事業といたしまして町道478キロメートル、歩道51キロメートル、一斉除雪回数を30回と想定し、必要な経費を7節運転手賃金、11節機械の燃料費及び修繕料。

それから166、167ページをお願いいたします。

13節には道路除雪委託料、18節には除雪機械3台の更新経費を計上しています。また、15節工



事請負費ですが、一般土木工事ではガードレール等道路附帯施設の修繕、それから路面表示工事では町内の消えかかっている道路区画線の工事、舗装工事では路面の傷んだ箇所の修繕等を実施いたす予定でございます。

168、169ページをお願いいたします。

続きまして、8款2項3目道路新設改良費でございます。道路整備につきましては、測量1路線、改良舗装工事6路線、歩道が4路線、橋梁補修10橋を実施する予定です。それから、橋梁点検調査を引き続き継続します。工事に必要な経費といたしまして、13節には測量調査委託料、15節には一般土木工事費等を計上していますが、財源といたしまして社会資本総合交付金を予定していることから、交付額の決定により事業費、事業量が変動いたします。

次の170、171ページをお願いいたします。

8款3項1目河川総務費でございます。町管理の河川の適正管理に資するため、15節には護岸の欠落のある大道川の護岸補修経費としゅんせつ経費を計上しています。19節には河川愛護、流雪溝管理等各種団体への負担金補助金を計上してございます。

一番の下段でございます。8款4項1目都市計画総務費でございますが、都市計画に必要な負担金等事務費を計上してございます。

次の172、173ページをお願いいたします。

8款4項2目都市公園費でございますが、公園10カ所の維持管理に要する経費が主なものでございます。15節では仏沢公園沿いの擬木と転落防止柵と老朽化したカントリーパークの野球観覧席の椅子部分の解体撤去等に要する経費を計上してございます。

一番下の下段から次のページ、174、175ページでございますが、8款5項1目下水道費であります。19節浄化槽設置整備事業補助金は70基を予定しています。それから、浄化槽設置者への水質環境補助金につきましては、1,500件と見込んでいます。28節には下水道事業の円滑な運営を図るため特別会計への繰出金を計上してございます。

続いて、8款6項1目住宅管理費でございます。町内13団地、189戸の町営住宅の維持管理におきまして、11節では電気温水器、浴室、畳等の施設修繕費用、それから15節では老朽化しています小安門住宅の高架水槽架台の修繕工事、後三年住宅屋根補修工事を実施し、公営住宅の環境維持に努めてまいります。また、19節負担金におきましては、住宅リフォームの補助金の交付を75件と見込み計上してございます。

以上で8款土木費の説明を終わります。

○住民生活課長（小原隆昇君） 176、177ページをお開きいただきます。

9款消防費1項1目常備消防費でございますが、これにつきましては大曲仙北広域市町村圏組合への負担金でございます。

2目非常備消防費でございますが、消防団員の年報酬、費用弁償のほか、火災、捜索、災害警戒等の活動に要する費用を計上してございます。主なものとしましては、1節で消防団員の年報酬、9節では団員の費用弁償、11節では消防訓練大会、出初め式等の費用を、次のページにまいりまして、19節には団員にかかわる負担金、県防災ヘリ「なまはげ」の運航費負担金等を計上してございます。

次に、3目水防費でございますが、こちらは水害警戒、水害出動などに備えるための経費を計上してございます。

下段から次の180、181ページに続きます。

災害対策費でございますが、済みません、前のページです。11節に備蓄品購入費用を計上してございます。昨年の県の土砂災害警戒区域等の見直しを受けまして、181ページの13節でございますが、改定したハザードマップの製作費を、18節に備品としまして消火栓接続型の応急給水栓の購入費、また前年度に引き続きまして防災行政無線の点検等を実施しますほか、各節におきまして危険空き家の緊急回避措置のための経費、19節には危険空き家解体の補助金を計上してございます。

同ページの下でございます。5目消防施設費でございますけれども、消火栓、防火水槽、消防団の装備の維持管理に係る経費が主なものでございます。13節、次のページに続きますけれども、17節には現在借り上げている防火水槽用地の町有化を図るための費用、15節に六郷地区の防火水道管の工事費、これは昨年まで8款にございましたけれども、9款へ移してございます。18節には消防用小型ポンプ3台の更新費用、19節の負担金でございますが、千畑中央地区の水道管布設工事にあわせまして消火栓2基を設置する負担金でございます。七滝用水農業水利費負担金でございますが、これは六郷地区のものの防火水道管の水利費の負担金でございます。

9款は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） 説明途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩します。

（午前11時56分）

---

（午後 0時59分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、10款教育費から説明を求めます。

○教育総務課長（煙山光成君） 10款教育費からご説明申し上げます。

182、183ページをお願いいたします。

1項1目教育委員会費でございますが、教育委員の報酬が主なものでございます。

次に、2目事務局費でございますが、184ページ、185ページをお願いいたします。中段近く、8節でございます。8節に学校評議員及び外部評価委員の報償並びに各種研修会の講師謝金を計上してございます。11節印刷製本費には、小学校三、四年生対象の社会科副読本の印刷費、それから家庭教育10カ条カレンダーの作成費を計上してございます。下段にまいります。19節でございますけれども、六郷高等学校コミュニティスクール制度の導入等に対する補助金などを計上してございます。

次のページをお願いいたします。

上から3行目、スポーツ振興センター負担金でございますが、これは小学校、中学校の学校共済の掛金でございます。

次に、3目教育助成費についてご説明いたします。

7節でございますが、特別な配慮を要する子どもを支援する生活支援員18名分の賃金を、それから学力向上対策事業、官学連携事業、子どもの感性・創造力を育成するための事業やALTの配置のための経費を各節に計上してございます。また、遠距離通学対策としまして校外活動の円滑な実施やこども園の園児の登降園と、それから園外活動のためスクールバス17台分の運行委託経費を13節に計上してございます。20節でございますが、要保護・準要保護児童生徒109名分の就学援助費を、21節には奨学資金の貸し付けとしまして継続23名分、新規22名分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

2項は小学校に係る予算でございますが、児童数見込みは858名であります。

1目でございます。3小学校の学校保健と施設維持管理、教育環境整備に要するものでございます。

190ページ、191ページの下段をお願いいたします。

工事請負費の項目でございます。六郷小学校ホールのエアコン取替工事、それから次のページをお願いいたします。仙南小学校におきましては、音楽室、図書室のエアコン取替工事などを実施し、児童の良好な学習環境を維持してまいります。

次、2目でございます。学校行事や学習に係る経費を計上してございます。大小島真木さんから仙南小学校に壁画を描いていただく経費もこの目に計上してございます。また、19節でござい

ますが、各種大会派遣の補助や教職員の研修等の負担金を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

197ページまでは3項中学校費でございます。この項は中学校に係る予算でございます、生徒の見込みは477名でございます。1目でございますが、中学校の学校保健と施設の維持管理、教育環境整備に要するものでございます。

次のページ、197ページ中段でございます。

15節でございます。美郷中学校体育館の音響設備改修経費を計上してございます。

次に、2目教育振興費のご説明を申し上げます。2目は学習及び学校行事に係る経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。

19節に各種大会の派遣費補助金などを実績等を勘案して計上してございます。

○生涯学習課長（高橋一久君） 続きます、4項1目社会教育総務費でございますが、このページから203ページまででございます。

ここでは家庭教育の充実、子育てに関する講座の開催、わくわくスクールや学校支援地域本部事業、いきいき大学の開校及び芸術文化活動事業など、各種講座や学習に必要な経費を計上してございます。中でも、学友館特別展として、現在、タイ王国とのホストタウン事業に関連して在東京タイ王国大使館及び国立民族学博物館の協力を得まして、10月に「タイ王国文化展」を開催する運びとなっております。また、6月下旬より大田区及び大田区立郷土博物館のご協力により、「川瀬巴水新版画展」の開催も予定されており、その経費を201ページ中段の委託料等に計上してございます。また、委託料、下から2番目の町民歌等CD製作委託料でございますが、航空自衛隊北部航空音楽隊に収録をお願いしております町民歌並びに町内各小中学校校歌の吹奏楽バージョンのCDの製作料でございます、各小中学校の児童・生徒及び希望される町民に配付予定でございます。また、28年度の社会教育事業の参加総数は、約8,500人と推計してございます。

202ページをお願いいたします。

2目図書館費でございますが、205ページ上段まででございます。図書館運営に係る経費が主なものでございますが、読書推進事業として手づくり絵本教室の開催やブックスタート事業として乳幼児と保護者の触れ合う機会を増やすため、絵本をプレゼントする経費を計上してございます。

204ページ、3目文化財保護費でございますが、町指定文化財等の適正な維持保存に要する経費が主なもので、7節では発掘及び資料整理に係る経費で、13節では各遺跡9カ所の維持管理に要

する経費を計上してございます。

次のページ、19節では、文化財関連団体への補助等でございます。

次に、4目社会教育施設費でございますが、211ページ上段まででございます。公民館や学友館及びふれあい館など、各社会教育施設の維持運営に要する経費が主なものでございます。その中でも大きなものは、次のページ、209ページの15節北ふれあい館非常用発電機設置工事でございますが、北ふれあい館は、災害時の一時避難所となっております、停電の場合は小型発電機で代用することとしておりましたが、今回、安全確保のため常設の非常用発電機を設置するものでございます。次の坂本東嶽邸トイレ改修工事は、男女同一での使用となっていたものを分けて、男女別に使用できるよう改修するものでございます。次の公民館屋根外壁等改修工事は、建設後、20年経過し亀裂や劣化が見受けられる屋根防水と外壁を改修し、長寿命化を図るものでございます。

失礼しました。先ほどのお話の中で、10款4項1目のときに「28年度」の社会教育事業の参加総数と申しましたが、「29年度」の参加総数の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

続けてご説明いたします。

210ページからお願いいたします。

5項1目保健体育総務費でございますが、213ページ中段まででございます。ここでの主なものは、生涯スポーツ推進に係る経費でございます。次のページ13節では各種スポーツ大会の開催を町体育協会へ、同じくスポーツ教室の開催を総合型スポーツクラブへ委託し、またホストタウン推進のためのタイプロモーション活動を県と協働で継続実施いたします。

次に、19節の下から3番目の東北総合体育大会、通称ミニ国の補助金でございますが、8月下旬から美郷町でバドミントン競技、自転車競技、相撲競技が開催されます。その大会実行委員会に対する補助でございます。その他スポーツ団体等への活動支援も継続実施してまいります。

続きまして、212ページの2目保健体育施設費でございますが、217ページ上段まででございます。総合体育館「リリオス」を初めとする各地区の体育館、野球場、武道館等の社会体育関連施設23施設の維持管理及び指定管理に関する経費でございます。その大きなものは次のページ、13節施設管理委託料の中で新たに指定管理を委託しますサン・スポーツランド千畑を含む3施設の指定管理委託料が主なものでございます。

次に、15節工事請負費でございますが、順次整備を行っております町内体育館の耐震化工事等でございますが、南体育館の耐震等改修工事を実施いたします。

次のページをお願いいたします。

自転車競技場走路改修工事でございますが、経年劣化により路面亀裂が著しいコーナー等の改修を行う経費をお願いするものでございます。

生涯学習課の説明は以上です。

○教育総務課長（煙山光成君） 3目学校給食費でございますが、安全・安心でおいしい給食を目指して南北学校給食センターの運営と管理に努めております。その経費でございます。1日当たりの北学校給食センターの食数は624食、南学校給食センターの食数は867食を見込んでございます。

218、219ページをお願いいたします。

中段になりますが、15節でございます。南学校給食センター調理室のスポット冷房化工事の予算を計上してございます。

10款教育費は以上でございます。

○農政課長（高橋 穰君） 11款1項1目農林水産業施設災害復旧費ですが、7節から16節まで農地等の災害復旧に対応するための予算を計上してございます。

○建設課長（小林宏和君） 220、221ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、不測の災害発生する災害に備え、初動に必要な13節委託料を計上してございます。

11款は以上でございます。

○企画財政課長（本間和彦君） 続きまして、12款1項公債費でございますが、1目は起債償還の元金分を計上してございます。

2目は、起債償還の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替運用に伴う利子分を計上してございます。

続きまして、13款1項1目基金費でございますが、ふるさと美郷子ども育成基金につきましては、寄附見込み分と利子分の積み立てを計上してございます。財政調整基金及び減債基金につきましては、利子分の積み立てを計上してございます。

続きまして、222ページ、223ページをごらんください。

14款予備費は昨年度と同額の計上でございます。

一般会計歳出の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第31号の説明が終わりました。

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第32号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第32号 平成29年度美郷町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

まずは、概要でございます。予算の総額は、昨年より8,000万円ほど少ない29億1,296万2,000円となり、30億円を下回りました。その理由としまして、人口減少に伴う被保険者数の減少が挙げられます。前年度被保険者数5,174人に対しまして、平成29年度は4,800人弱を想定して予算を計上しております。また、その平均的な年齢層は高齢化し、また年金だけの低所得といった構造的な問題があり、軽減対象者は増えるものと予測しております。

もう1点は、セルフケアの推進に努め、医療費の適正化に取り組んだことにより、ここ3年、3%を上回る伸びを示していた療養給付費という部分の伸びが1%台になったということが挙げられます。しかし、残念ながら高額療養費として支出する保険給付費は依然として増加傾向にあり、有病者、病気をお持ちの患者さんの軽度と重症化の二極化が顕著にあらわれているようでございます。重症化する前に早期健診で早目の措置を推進するため、引き続き予防のためのセルフケアの展開を保険事業費として計上しております。

これらのことから、来年度も医療費は今以上に伸ばさず、医療費の適正化を図るという目標に立ち、保険給付費として特別会計から支払われる1人当たりの年間医療費を平成28年度見込み並みの32万円ほどに目標を置いて予算化しております。

さて、それに伴う歳入ですけれども、保険税につきましては、本年度と同様で積算するとともに被保険者数の減少を加味し、総額で減額としております。国・県からの交付金につきましては、医療費等が抑制されてきているため減額の見積もりとなっております。また、国民健康保険の都道府県単位化に向けて平成29年度から追加投入するとしていた3,400億円のうちの300億円が減額となりましたが、それでも昨年度よりは増額となることから、現段階では、制度上、昨年よりは多い歳入が見込めることから、国保財政の直接的な負担増はないものとして計上しております。

内容について説明いたします。

242、243ページの歳入からごらんください。

まず、1款1項国民健康保険税の1目一般分、それから2目退職者分ですが、自主財源であります保険税は、本算定までの間に保険給付費の支出や前年度繰越金の状況、それから被保険者数、所得の状況、収納率など、まだまだ不確定な要素の整理が必要であり、歳出に見合った財源が必要となることから、冒頭の概要で説明しましたとおり被保険者数の減少を加味しまして、次の244ページ上段の合計の欄になりますが、前年度比2,924万円少ない5億1,506万3,000円として計上しております。

次のページ244、245、中段ですけれども、2款1項は督促手数料分でございます。

3款1項国庫負担金は、医療費の動向を根拠として負担されますので、1目の療養給付費等負担金は療養給付、介護納付金に係る国の負担分として療養給付金のおおむね32%分を計上していますが、医療費等の減と連動して減額となっております。

2目は、高額医療費共同事業に係る国の負担分4分の1分を増額して計上しております。

3目特定健康診査等負担金は、特定健診に係る経費ですので、ことしと同程度を見積もり、国の負担分3分の1分を計上しております。

次の246、247ページをお開きください。

3款2項国庫補助金1目財政調整交付金は、保険者における医療費や所得水準の差を調整するための国からの交付金でございます。医療費や介護納付金の9%を計上させていただいております。

2目は特定健康診査に係る町独自で行う取り組みへの国からの3分の1分の補助金分でございます。

4款1項1目療養給付費等交付金は、退職者医療に対する交付金です。平成27年3月で退職者医療制度が廃止となり、新たな退職被保険者の加入がありませんので、制度上残っている被保険者に対する交付金ですので、年々少なくなっております。

5款1項1目前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの加入割合に係る保険者の不均衡を調整するための交付金でございます。

6款1項1目高額医療費共同事業負担金は、高額医療費共同事業に係る県負担金で、国と同じ4分の1分を計上しております。

次の248、249ページをお願いします。

2目の特定健康診査等負担金は、特定健診に係る県負担分3分の1でございます。

6款2項1目福祉医療基盤強化補助金でございますが、こちらは福祉医療に対する県の助成分でございます。



2目は財政調整交付金ですが、1節普通調整交付金は一般医療費の所得水準を調整するための交付金、2節特別調整交付金は収納率の向上やジェネリック医薬品切りかえへの取り組み、レセプト点検などの保険事業への積極的な取り組みを評価するための交付金でございます。前年度並みを計上しました。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金は、高額医療費の伸びを勘案し歳入増として計上いたしました。

2目保険財政共同安定化事業交付金は、保険給付費等の前年度の減少から減を見込みました。

次、250、251ページをお開きください。

8款1項1目利子及び配当金は、国民健康保険事業基金の利子でございます。

9款1項1目一般会計繰入金ですが、1節、2節の保険基盤安定繰入金、5節の財政安定化支援事業は、保険者の財政基盤の安定を図るため保険税の軽減分、それから低所得者支援分として繰り入れることとしていますが、医療費の総額の減額を見込んでいることから、関係する制度上の費用も減額と見積もりまして、よって一般会計からの繰り入れ分も減じるものとして見込んでおります。

10款1項1目は療養給付費等交付金繰越金の存置でございます。

2目1節その他繰越金は、現在の医療費動向から昨年度の1億5,000万円を計上させていただきます。

次、252、253ページをお開きください。

11款1項は各目とも存置でございます。

2項1目預金利子は、国保特別会計から生じる利子収入です。

3項雑入ですが、1目、2目とも第三者行為あった場合のときの納付金でございます。

続いて、歳出の予算を説明しますので257ページをお願いいたします。

1款1目総務管理費、2項徴税费、次のページの3項運営協議会費は、国保事務を進めるための事務費でございます。

257ページ、中ほど、19節負担金補助及び交付金の欄に、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金とありますが、平成30年度からの県への移行のために新たに計上されている予算でございます。

次の258、259ページをお開きください。

中段からとなりますけれども、2款1項療養諸費、2項高額療養費は、冒頭で説明しましたとおり、被保険者数の医療費の動向により減額を見込み計上しましたが、高額医療費分だけは増え

る傾向にありますので、増額して計上しております。

次のページの2項高額療養費のうち、2目退職者被保険者分の減額は、制度の改修によるためのものです。

3項移送費は存置でございます。

4項出産育児諸費については、20件の出産育児一時金を見込んで計上しております。

262、263ページをお開きください。

5項葬祭費は50件を見込んで計上しております。

3款1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療制度への支援金と事務費の拠出金でございます。

4款1項前期高齢者納付金は、65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合によって保険者間の医療費負担の調整を行うものと、その事務費でございます。

次、264、265ページであります。

5款1項老人保健拠出金は、老人保健医療費への精算分を計上しております。

6款1項介護納付金は、介護納付額の所要額に基づき決定されてきますが、ほぼ前年同額を見込んでおります。

7款1項共同事業拠出金はいずれも国保連への拠出金で、1目高額療養費拠出金は80万円を超える医療費を対象とした共同事業への拠出、高額分は増額して計上いたしました。

次、266、267ページをお願いします。

2目保険財政共同安定化事業拠出金は、80万円以下の医療費を対象とした共同事業への拠出金です。医療費が減少してきていますので、この欄は減額を見込んでおります。

3目その他共同事業拠出金は、退職者医療に該当する方の事務費として存置でございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費等、次のページの2目保健事業費ですが、40歳以上の国保被保険者の方々に対する特定健診や人間ドック費用、ジェネリックの通知、健康増進事業や重症化防止事業に係る事務費と事業費を計上しております。

9款1項基金積立金ですが、基金の預金利子を積み立てるものであります。

10款1項公債費ですが、医療費の支払いに支障が出る場合、一時的に借り入れる際の利子を計上するものでございます。

次の270、271ページをお願いいたします。

11款1項償還金及び還付加算金ですが、保険税や補助金等療養給付費について年度を超えて還付や返還金について発生しますので、実績等を勘案し見込んで計上いたしました。

12款1項予備費として2,000万円を計上させていただきました。

以上でございますが、本当初案は平成29年2月21日に開催しました国民健康保険運営協議会にお諮りし、了承をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第32号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第33号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第33号 平成29年度美郷町下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

はじめに、予算総額は前年度当初予算の3.9%の増で、予算増の要因といたしましては、更新時期を迎える電子メーター器の購入経費、秋田湾・雄物川流域下水道事業への負担金の増、あとは人件費等の予算を計上しているものによります。また、事業の円滑な遂行に配慮し、必要経費を計上してございます。

債務負担行為からご説明しますので、277ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為ですが、下水道への加入促進を図るため水洗便所改造資金融資利子補給につきまして、期間を平成30年度から平成34年度までとし、限度額を19万7,000円とするもので、5件を想定してございます。

278ページをお願いいたします。

第3表地方債ですが、秋田湾・雄物川流域下水道大曲処理区の事業で予定されている大曲ポンプ場の設備の更新、それから処理センターの耐震化対策事業費等の町負担分について、限度額を140万円とするものです。また、資本費平準化債は起債の償還財源とするもので、限度額を3,160万円とし、それぞれ起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

次に、282、283ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目1節は現年度分の受益者負担金で、5戸分を見込んでおります。同じく2節滞納繰越分は、見込み額の9.6%を計上してございます。

2款1項1目1節使用料現年度分でございますが、現加入戸数871戸分を計上しております。2節滞納繰越分は滞納額の約12%を計上しておりますが、未納者に対しましては戸別訪問等を行い解消に取り組んでまいります。

2項1目1節は工事事業者指定店登録手数料で、1件2万円で10件分、2節督促手数料は存置としております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債などの償還のために繰り入れするものでございます。

284、285ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金、5款1項1目延滞金、2目加算金、3目過料、次の2項1目預金利子は存置としてございます。

6款1項1目1節の流域下水道債は、平成29年度に大曲処理区で計画しているポンプ場の設備の更新や耐震化対策事業費に対する町負担分でございます。2節の資本費平準化債は、これまでの事業債の償還財源とするものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、286、287ページをお願いいたします。

歳出、1款1項1目の一般管理費ですが、職員人件費のほか下水道管理事業の推進に係る事務経費を計上してございます。事業といたしましては、下水道加入促進を図るため、19節に水洗便所の改造資金の利子補給として5件分、また下水道接続工事費補助金は15件分を計上してございます。

288、289ページをお願いいたします。

1款2項1目施設管理費は、公共下水道施設の良好な維持管理を図るための経費を計上してございます。15節には新規公共柵4基分に関する工事費、18節には電子メーター216個の購入経費、19節には流域下水道事業維持管理費及び汚泥焼却施設維持管理費負担金を計上してございます。

290、291ページをお願いいたします。

1款3項1目下水道整備事業費は、秋田湾・雄物川流域下水道事業大曲処理区で予定されている設備の更新、それから施設の耐震化対策事業費の町負担分を計上してございます。

2款1項1目は元金、2目利子は事業実施に伴う償還元金と償還金利子でございます。

3款の予備費としましては200万円を計上してございます。

以上で、下水道特別会計の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第33号の説明が終わりました。

---

◎議案第34号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第34号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第34号 平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

はじめに、予算総額は前年度当初予算の8.5%の増で、予算増の主な要因といたしましては、集落排水施設の機能保全構想の策定業務、それから処理施設の機能診断業務を新たに実施することによるものでございます。また、事業の円滑な遂行に配慮し必要経費を計上してございます。

301ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、資本費平準化債は、施設管理の円滑化のため起債の償還財源とするもので、限度額を4,580万円、そして起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

306、307ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目分担金は1件分を計上しております。

2款1項1目1節使用料の現年度分でございますが、現加入件数を1,359件としまして使用料実績に基づき計上しております。2節の滞納繰越金は、滞納見込み額の15%を計上してございます。

2項1目1節の督促手数料は200件分を計上でございます。

3款1項1目農業集落排水事業補助金は、施設機能保全構想、処理場機能診断業務に対する補助金で定額補助となっております。

4款1項1目は、事業債償還のため一般会計から繰り入れるものでございます。

308、309ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は存置、同じく6款1項1目、2目、3目も存置としてございます。

6款2項1目は預金利子、6款3項1目雑入は存置でございますが、その下の使用済みのメーター器のスクラップ収入を1万円としてございます。

310、311ページをお願いいたします。

7款1項1目1節資本費平準化債は、起債の償還財源とするものであります。

歳入は以上で、次に312、313ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、集落排水処理施設の良好な維持管理を推進するための事務経費を各節に計上してございます。13節委託料には飯詰及び野荒町処理施設の機能保全構想策定業務、また耐用年数33年を2年後に迎えます後三年処理場の機能診断の実施、それから施設改修に要する調査計画策定業務の経費を計上してございます。19節下水道接続工事費補助金は3件分を計上してございます。

314、315ページをお願いいたします。

1款2項1目施設管理費につきましては、町内6地区の集落排水施設の適正な維持管理をするための経費を計上してございます。各節の主なものでございますが、11節では各施設の電気料金、それから設備の修繕料を計上してございます。12節はメーター器の交換手数料や処理場の水質検査手数料、13節では施設の維持管理委託料、保守点検委託料、あとは6施設の汚泥処理委託料でございます。15節にはマンホールの修繕工事、それから各種機械器具設備の更新経費を計上しております。18節の備品でございますが、メーター器101個分の購入費と、19節には仙南3地区の管理施設組合への運営補助金を計上しております。

316、317ページをお願いいたします。

2款1項1目には、事業実施に伴う償還元金を計上しております。

2款1項2目23節には、事業実施に伴う償還金利子と繰替運用利子、3款1項1目には予備費としまして200万円を計上しております。

以上で、平成29年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第34号の説明が終わりました。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第5、議案第35号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋久也君） それでは、議案第35号 平成29年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

328、329ページをごらんください。

歳入、1款1項後期高齢者医療保険料ですけれども、後期高齢者医療保険料は広域連合の試算のもとに計上しております。保険料の算定の基礎となる所得割8.07%、均等割3万9,710円に変更はなく、被保険者等を4,100人と見込み、前年度より109万2,000円少ない9,872万円を見込んでおります。

2款1項手数料ですが、督促手数料で存置でございます。

3款1項一般会計繰入金として、徴収に要する事務経費と保険料の軽減分を補填するため相当額を繰り入れております。被保険者のおよそ84%の方が何らかの軽減対象になると見込んでおります。

4款1項繰越金、5款1項延滞金加算金及び過料は存置でございます。

次の330、331ページをごらんください。

2項償還金及び還付金ですが、保険料還付、還付加算金とも実績を勘案して計上しております。ほかは存置でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、332、333ページをお開きください。

歳出ですが、1款1項徴収費は、納付書の印刷とか送付などの徴収に係る経費を計上しております。

2款1項は後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険料、保険基盤安定繰入金などの合計額を納付しております。

3款1項償還金及び還付金は、遡及還付が発生したときの返還金と加算金分を計上しております。

4款1項予備費は存置でございます。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上でございます。

○議長（高橋 猛君） これで議案第35号の説明が終わりました。

---

### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第36号 平成29年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（高橋 猛君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（小林宏和君） 議案第36号 平成29年度美郷町水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書は335ページをお願いいたします。

公営企業による水道事業の予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会議決を得るものでございます。

はじめに、町の会計ですが、現金主義の単式簿記といわれていますが、公営企業会計は発生主義の複式簿記となっております。ご存じの方も多いとは思いますが、はじめての企業会計でございますので少し詳しくご説明したいと思っております。

予算書335ページの予算の概要でございます。議案第2条から337ページの第10条までにつきましては、この記載内容は地方公営企業法施行令第17条で定められている様式でございます。

それでは、第2条業務の予定量でございますが、第1号の給水戸数は3,700戸、第2号の年間配水量は142万立方メートル、第3号の1日平均配水量は3,890立方メートルでございます。今回、上程してございます議案第9号の水道事業設置等に関する条例につきましては、給水人口と1日最大給水量を定めることとしてございますが、これは水道認可申請の関係で予算の表記の仕方は異なっております。

続きまして、第3条予算でございます。これは事業収益でございますが、事業年度内1年間の間にどれだけの経費を回収できるかを見るために、その年度に生じる料金収入と、その料金を得るために役立つ経費、支出をあらわしてございます。支出である事業費用の具体的なものでございますが、人件費や委託料、機械設備の動力費、修繕費等がこれに当たります。営業収益のうち、水道料金の収入を前年度簡易水道と比較してみますと、1億8,393万4,000円を計上してございまして2%の増と見込んでおります。これは料金統一の経過措置の予算収入分と見込んでございます。

次に、支出の分でございますが、事業費用でございますが、営業費用のうち経常的経費を前年度と比較してみますと、9,563万4,000円と見込んでおりまして前年比10.8%の増としてございます。これは職員人件費を2名から3名にしたことによります。

次に、第4条でございますが、336ページの予算の収支を見ていただければと思います。収入と支出を差し引きますと、6,443万8,000円のマイナスと見込んでございます。その額につきましては、総務省の運用方針により先ほどの第3条予算と調整することとなっております。

詳細は、338ページでご説明申し上げます。



それでは、続きまして4条の2でございます。特例的収入及び支出でございますが、これは施行令第4条第4項の規定によりまして、今月3月31日をもって簡易水道事業予算が打ち切り決算となります。その日まで処理のできない金額、収入では国の補助金の受け入れ、あるいは3月の水道使用量の受け入れでございます。それから、支払い関係では工事代金、電気料等がこれに当たりますが、簡易水道から公益企業水道への移行時、今期限りの特例としてそれぞれの設定額を下段に明記し、今後の新しい会計で処理するというものでございます。

第5条は、企業債の起債限度額で水道施設改良工事に要するもの、337ページ、第6条は一時借入の限度額、第7条は職員の給与費に関する経費の流用は議会議決が必要なこと、第8条は一般会計からの補助金のいわゆる繰入金額の総額でございます。

第9条は、平成29年度末に想定される利益剰余金のうち、716万7,000円を先ほどの第4条予算のマイナス分の補填財源とするものであります。

第10条は、29年度内に購入予定のろ過材、量水器、メーター器のことですが、その総額をあらわしてございます。

続きまして、338ページをお願いいたします。

このページからは公営企業法の25条に定義されている財務諸表といわれる予算に関する説明書となります。法適用の初年度となりますが、今回は損益計算書の添付はございません。

それでは、予算の実施計画をご説明いたします。

企業会計の特徴的な部分でございますが、これまでの現金の収支に加えまして、収益等をもたらす資産であります上水道配水場、管路等の各資産価値を数値化しまして、その年度分の経費を加えるというものでございます。それによって経理を行うこととされております。

それで、収入の1款2項4目におきましては、長期前受金戻入額を計上してございます。

その下の支出の部には、1款1項5目には減価償却費を計上してございます。これも平成29年度分の経費でございます。

全体的な見方でございますが、施設運営、経営に関する収入は1款事業収益、支出は1款事業費用としての計上です。施設の改良や配管工事等につきましては、資本部分として別に表記されますので、収入は1款資本的収入、支出は1款資本的支出と区分されます。この金額から事実的には現金の移動がない経費を差し引いてみますと、上段の収入、1款、先ほどの長期前受金戻入額1億9,348万5,000円と、支出からは減価償却費2億4,326万7,000円を除きますと、収益の部分、収入の部分と合計し、これが4億1,484万3,000円となります。支出関係も合計しますと同額となります。これはこれまでの簡易水道予算との関係と同じような考え方になります。

続きまして、次のページ、キャッシュフロー計算書をごらん願います。

キャッシュフロー計算書は、事業年度内の資金の収支状況を一定の活動区分別に表示したものでございます。先ほど申し上げましたとおり、公営企業会計は発生主義によりますので、収益や費用の認識する時期と現金の収入支出、実際に支払う時期に差異が生じます。それで、計算書によりまして現金の情報を得ることが可能となるものでございます。

業務活動によるキャッシュフロー、一番上でございますが、当年度純利益は343ページ下段の来年度末時点の利益剰余金1,450万3,185円と見込んでございます。

次の減価償却費では、実施計画では支出に計上されていますが、これも実際には現金の移動がないものでございまして、出るはずのない金銭が残るということから、この計算書ではプラスの調整となっております。

その2行下の長期前受金戻入額につきましては、先ほどの実施計画では収入の部に計上されていますが、実際、これも現金の移動がない、入ってくるはずの金銭が入ってこない、結果的にマイナスの調整となると。これは公営企業法的方式でございます。

それから、減価償却費から支払利息までは346ページからの予算書に計上されている金額を示してございます。

未収金の増減額でございます。これにつきましては、簡易水道の実施、今現在やっているものでございますが、仙南東部地区の紫外線設備工事の国庫補助金が4月には入金予定の分となっております。

未払金の増減額でございますが、今月末で打ち切る決算となります。簡易水道事業におきましての4月以降の支払いが生じますので、その金額見合い額はマイナス表示となっております。

業務活動部分の合計といたしまして2,855万3,185円のプラスと見込んでございます。

次に、投資活動によるキャッシュフローでございますが、有形固定資産の取得等による支出といたしまして、29年度中に予定している工事関係の経費や備品関係の購入経費、それから28年度からの繰越工事費の経費の支払い総額を2億5,823万1,000円としてございます。

次の欄の国庫補助金による収入でございますが、これは簡水事業の繰越工事国庫補助分6,919万8,000円を見込んでございます。一般会計からの負担金は工事に関する簡水繰越分と消火栓負担金分で434万3,000円で、合計で三角の1億8,469万円となっております。

それから、財務活動によるキャッシュフロー下の欄でございますが、業務活動や投資活動を支えるためにどのような資金が調達できたか、どのような返済がされたかといった財務活動による現金の増減をあらわしてございます。

一時借入による収入でございますが、年度途中で工事の前払金や元利償還を支払う必要がございますので、それに充てるための収入でございます。

その下の一時借入金の返済による支出でございますが、28年度末に借入額2億円と、それから上記の支払いのための借り入れの2億円の支出となるということで合わせて4億円という事です。

建設改良等の財源に充てるための企業債の収入ですが、28年度からの繰越額1億3,960万円と、29年度借り入れ予定の8,800万円でございます。

次の項、2つの項ですが、346ページの予算書に計上されている金額を示してございまして、合計で三角の2,512万7,000円となっております。平成29年度の資金増減額を合計しますと三角の1億8,126万3,815円となり、資金期首残高、事業開始時の現金預金は、344ページの貸借対照表から1億8,818万円で、資金期末残高、事業終了時の現金預金残高は、差し引き、一番下の欄でございますが、692万4,185円となる予定でございます。この数字は、343ページの中段の現金預金の額と同額となります。この表には、予備費や人件費の引当金等は含まないこととなっております。

続きまして、340、342ページをお願いいたします。

給与費明細書でございますが、これは行政職員2名、営業職員1名の給与費等の人件費の明細書となっております。

343ページをお願いいたします。

予定貸借対照表ですが、このページは29年度末、来年の3月31日時点の財産をあらわしています。バランスシートとも呼ばれているものでございます。この資本の総額に、資産の総額ですが、負債と資本をプラスした額が同じ額となります。年度末には一番下の欄でございますが、47億6,040万8,386円と算定してございます。負債の総額は企業債等40億8,967万1,498円、資本の総額は6億7,036万6,888円で、負債と資本の合計額が資産と同額となります。先ほど申し上げました、ちょうど中間部に現金預金692万4,185円は先ほどのキャッシュフローの資金期末残高と同額となることとなっております。

次のページをお願いいたします。

この予定開始、貸借対照表は、ことしの4月1日、年度の始まりの期首の財産をあらわしてございます。新しい会計の始まりのために、減価償却費は計上されてございません。

資産の部、2の流動資産、(2)未収金5,171万4,000円を計上してございますが、この金額の中には、水道料金未収金も含まれてございます。平成28年度の現年度分は3月分の使用料の納期が

4月以降となることから、計算上、今の未納者の数は3,674名で1,737万2,000円計上となっております。滞納繰越分につきましては、120名で1,559万円となります。今後、収入があれば2の流動資産、(1)現金預金に繰り入れしますので346ページからの実施計画明細書、いわゆる予算書には計上されないものでございます。資産の総額は49億6,710万4,516円でスタートとなります。

345ページをお願いします。

注記と書いてございますが、これも施行規則35条で決められている内容でございます。重要な会計方針、1の(1)ですが、貯蔵品の評価方法は、水道メーターの計量法によりまして8年間の使用期間が定められていますので、順次交換が必要となりますが、早く購入したもののから順序に使用するという規定でございます。

2の(1)の減価償却の方法ですが、残存価格がなくなるまで案分しながら同額を償却していくというものでございます。(2)耐用年数はそれぞれの表記のとおりでございます。4月1日現在の資産総額は、49億6,700万円となっております。

3の(1)ですが、公営企業と町の協定によりまして、担当職員の退職に関する表記でございます。(2)は職員の期末勤勉手当の支給は次年度の6月の支払いとなるために、前年度内に4カ月分につきまして引当金を計上するという規定でございます。

続きまして、346、347ページをお願いいたします。

収入の部分でございます。

これは収益的部分でございますが、1款1項1目水道料金は3,700戸分。

2目受託工事収益でございますが、消火栓の移設工事1カ所分。

3目手数料は給水工事の検査手数料40件分、業者指定手数料は1件分。

2項1目は預金利子、2目は他会計補助金、これは町からの一般会計繰入金で償還利子と児童手当。

3目は加入金でございます20件分。

4目の長期前受金戻入額につきましては、過去に建設した施設があつてこそ水道料金の利益が発生してございます。その当時、投下した国庫補助金をそれぞれの償却年数に応じて割り振りしまして、今年度は29年度分を収益化するというルールとなっております。また、企業債の方も収入となっておりますので、同様に割り振りしながら収益化すると。これで収入の部に計上するものとなっております。この方式は公営企業会計制度の平成25年度の5年の見直しによるものでございます。

5目雑収益不用品の売却収益でございますが、これは不要となったメーター器の売却収入。

それから、支出の部、1款1項1目原水及び浄水費でございますが、これは水質の保全、施設の運営、各種経費でございます。

2目配水及び給水費でございますが、配水施設から各戸の取水栓までの管路等の管理に要する経費であります。

3目受託工事費につきましては、消火栓の移設工事1件でございます。

次のページをお願いします。

4目は総係費と読むものでございます。水道供給に要する人件費、事務経費、メーター検針委託料負担等でございます。

5目減価償却費の計上でございますが、水道収益を生み出してございます既存の施設、配管施設の工事費の支払いは既に終了しているものでございますが、公営企業会計におきましては、それぞれの償却費用を経費と見込む必要があり計上するものでございます。今回の算定には、昭和49年の黒沢地区の工事から平成28年度の工事まで、固定資産を評価しながらそれぞれの減価償却費を算出しながら、そのうちの平成29年度分を計上してございます。

2項1目支払利息の企業債利息は償還金利子、一時借入金利息は繰替運用利子、2目は消費税及び地方消費税でございます。

3項1目過年度損益修正損は、漏水に関する減免時に対処する予算です。

4項1目予備費は500万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

今度は資本的収入の部でございます。

1款1項1目水道事業債は工事实施の財源とするもの、2項1目一般会計負担金は千畑中央地区の消火栓2基分を予定しています。

3項1目一般会計出資金は、これまでの事業に要した償還金に対する補助としての一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、資本的支出でございます。

1款1項1目施設改良費の委託料は千畑中央地区並びに六郷畑屋地区の配管工事の設計管理委託料、工事請負費は千畑中央地区と六郷畑屋地区の配管工事2,425メートル、平成24年度から開始した水道事業は、29年度をもって最終年度となる予定でございます。このほか、取水設置工事、ポンプ交換1件、水位計交換2件を予定しています。

2目営業設備費でございますが、水道メーター20ミリのものを20個の購入予定としてございます。それから、工具器具備品購入といたしましては、企業会計システム、水道料金システムのパ

ソコン2台の更新経費でございます。

2項1目企業債償還金は、これまでの工事に要した償還元金となります。

以上で水道事業会計の説明を終わります。

○議長（高橋 猛君） これで議案第36号の説明が終わりました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

3月7日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時16分）